

法のデザイン Legal Design

2019年12月20日

@神戸大学・メタ科学技術ワークショップ

水野祐(弁護士、シティライツ法律事務所)



CITY LIGHTS LAW

自己紹介 Intro

- ❑ 弁護士(シティライツ法律事務所)
- ❑ 東京大学人文社会系研究科／慶應義塾大学SFC・非常勤講師
- ❑ Creative Commons Japan理事
- ❑ Arts and Law理事
- ❑ リーガルデザイン・ラボ主宰
- ❑ グッドデザイン賞審査員
- ❑ IT、クリエイティブ、まちづくり分野のスタートアップや大企業の新規事業、経営企画等に対するハンズオンのリーガルサービスや先端・戦略法務に従事。行政や自治体の委員、アドバイザー等も務めている。
- ❑ 著作
 - ❑ 『法のデザイン -創造性とイノベーションは法によって加速する』(フィルムアート)
 - ❑ 『オープンデザイン参加と共創から生まれる「つくりかたの未来」』(オライリー・ジャパン、共同翻訳・執筆)など



『法のデザイン 創造性とイノベーションは法によって加速する』

- ❖ 法（法律や契約）を単に規制として捉えるのではなく、物事や社会を良い方向に誘導したり、加速させたりするための滑走路・潤滑油・補助線としても捉えるアプローチ
- ❖ 「**リーガルデザイン**」という考え方
 - 立法や法改正だけでなく、法解釈（と行政との対話）や共同規制、契約、知財権などの活用を含む
- ❖ 時代とともにルールは変化していくことを前提として、一般市民・企業がルール形成に積極的に参加していくボトムアップ型のルール形成システムを提案



シティライツ法律事務所 CITY LIGHTS LAW



ABOUT
MISSION
TEAM
NEWS

MISSION

法を駆使して 創造性、イノベーションを最大化する

シティライツ法律事務所は、After the Internetのテクノロジー、ビジネス、カルチャーに対する深い理解を前提としたリーガルサービスを提供する法律事務所です。私たちは、法律や契約といった法に関する様々なスキルや経験を駆使して、クライアントの創造性やイノベーションを最大化することをミッションとして掲げています。法律家としての専門性を当然の前提としつつも、既存の枠組みや固定観念にとらわれない「姿勢」により選択される、個性を持った少数精鋭の法律事務所を志向しています。

弊所のメンバーは、インターネットを含むICT、メ

Using the legal framework to maximize creativity and innovation

City Lights Law provides legal services with a deep, foundational knowledge of the technology and business of, and culture in, the post-Internet society. With a mission to maximize our clients' creativity and innovation, we aim to utilize our legal skills and capitalize on our experiences. While providing world-class legal expertise, we operate from a unique problem-solving stance that moves beyond pre-existing assumptions or rigidly fixed concepts.

アンドリュー・キーン『ネット階級社会』

- ❑ インターネットは富や権力を再配分すると期待されたが、現実には経済・文化格差は広がる一方である(現在のインターネットは大失敗である)。
- ❑ ネットのオープンかつ分散型の構造がそのまま社会の階層構造や格差の解消につながるとの考えが間違いだったのでは？
- ❑ 個人情報・プライバシーの侵害、大規模な租税回避等を問題視
- ❑ 解決策として、
 - ❑ デジタルデトックス、スローウェブ → 抜本的な解決にならない
 - ❑ 法律と規制(自主規制や共同規制など法律に頼らないアプローチを含む)をもっと活用すべき
 - ❑ 政治家がもっと巨大IT企業に介入すべき
 - ❑ 巨大IT企業の「ノブリス・オブリージュ」



田中辰雄・浜屋敏『ネットは社会を分断しない』

- ❑ 分極化しているのは事実だが、その原因はネットではない。
- ❑ 10万人に対するアンケート調査を実施（「憲法9条改正に賛成か」「夫婦別姓に賛成か」「原発は即時停止すべきか」等、保守とリベラルで政治的に意見が分かれそうな10の争点に関する賛否）
- ❑ ネットが普及したことが分極化の原因であるならば、若者のほうが分極化の傾向が強くなるはずだが、データでは分極化しているのは中高年で、若者は穏健化している。
- ❑ 辻大介『ネット利用による世論の〈分極化〉効果の検証』（情報通信学会、2019）等、批判的検証も。

ネットは社会を
分断しない

田中辰雄 浜屋 敏

10万人大規模調査の
真実。

過激化しているのは、
ネットを使わないはずの高齢者 

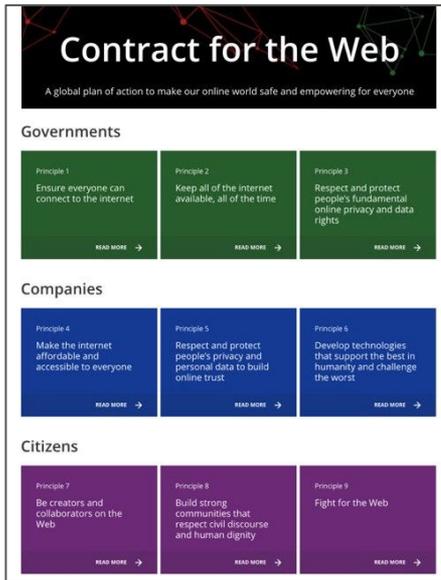
ネット上の投稿の約半数は、
0.23%の人が書き込んでいる 

接する論客の約4割は、
自分と反対の政治傾向の人 

角川新書

Contract for the Web

- ❑ 「ウェブの父」ティム・バーナーズ・リーが提唱し、WORLD WIDE WEB FOUNDATIONが中心となって運営。
- ❑ フェイクニュースやプライバシー侵害にあふれるデジタル・ディストピアからウェブと人類の未来を守るための世界規模のアクションプランを公開。
- ❑ 政府・企業・一般市民それぞれに3つずつ、計9つのウェブを悪用から守る原則。
- ❑ すでに150以上の組織から支援を受けている（Microsoft、Google、Facebook、Twitter、電子フロンティア財団など。Amazonはまだ）。



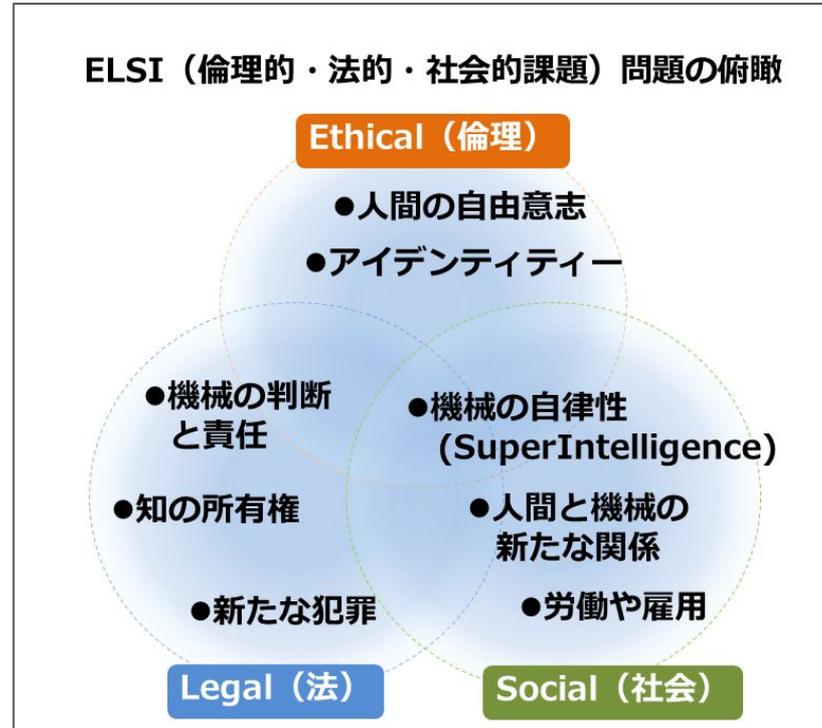
<https://contractfortheweb.org/>

SDGs (Sustainable Development Goals)

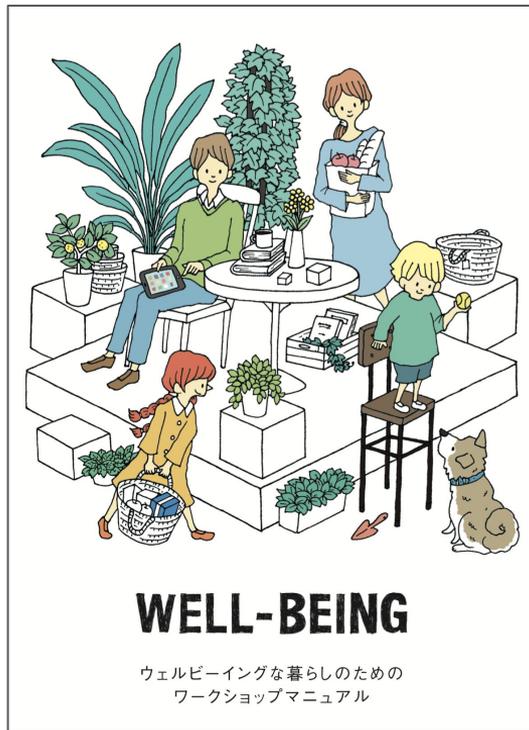
- ❑ 貧困、不平等、気候変動等の社会問題に終止符を打つために2015年に採択された「持続可能な開発目標」。
- ❑ 2030年までの15年間に、持続可能な世界を構築することを目指す政府、民間、市民社会その他のステークホルダーによる取り組みを加速させるためのもの。
- ❑ 地球規模の「社会契約」と評価できる。
- ❑ Beyond SDGs ?



ELSI (Ethics Legal and Social Issues)



JST/RISTEX・ウェルビーイング研究



法の遅れ(Law Lag)

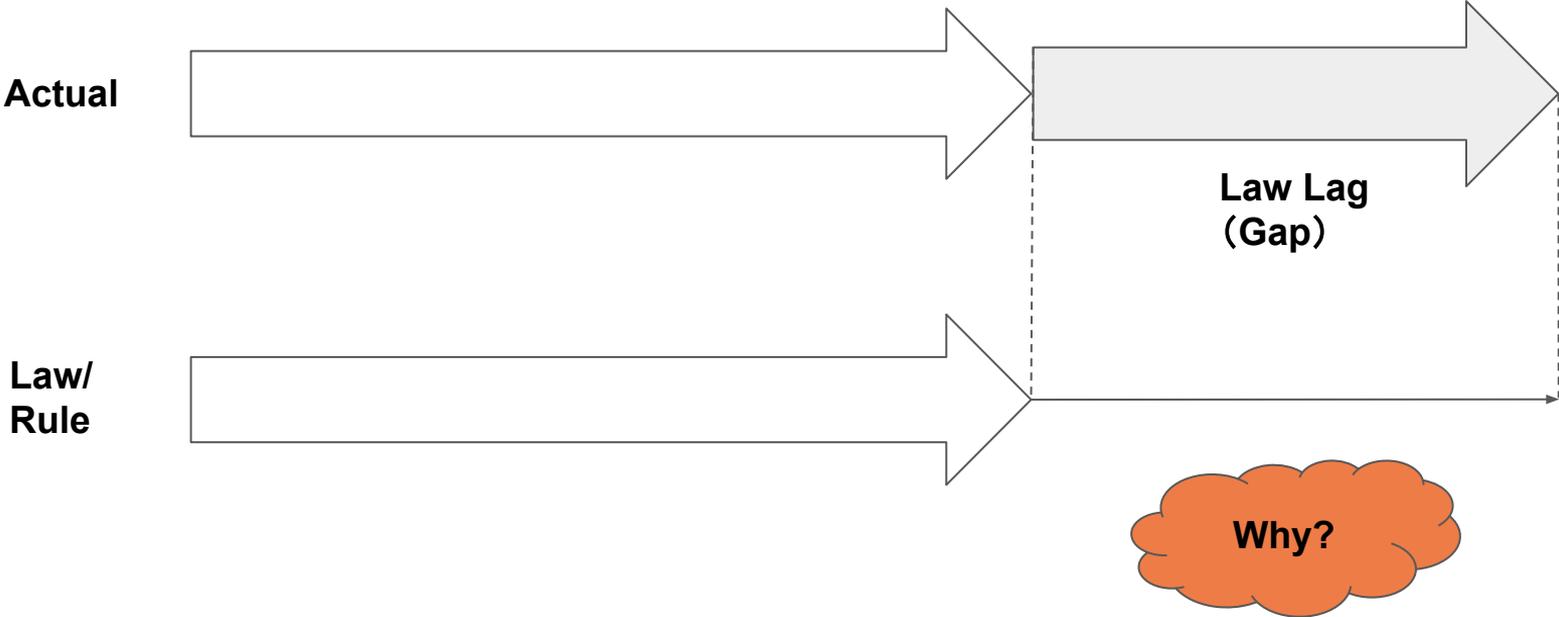
- ❖ 「法の遅れ(Law Lag)」: 法制度と実態との乖離
- ❖ 「法の遅れ」が情報技術の進展により歴史上もっとも大きな時代に
- ❖ 契約の大量化・複雑化・複層化
 - 毎日、大量のサービス利用規約への同意



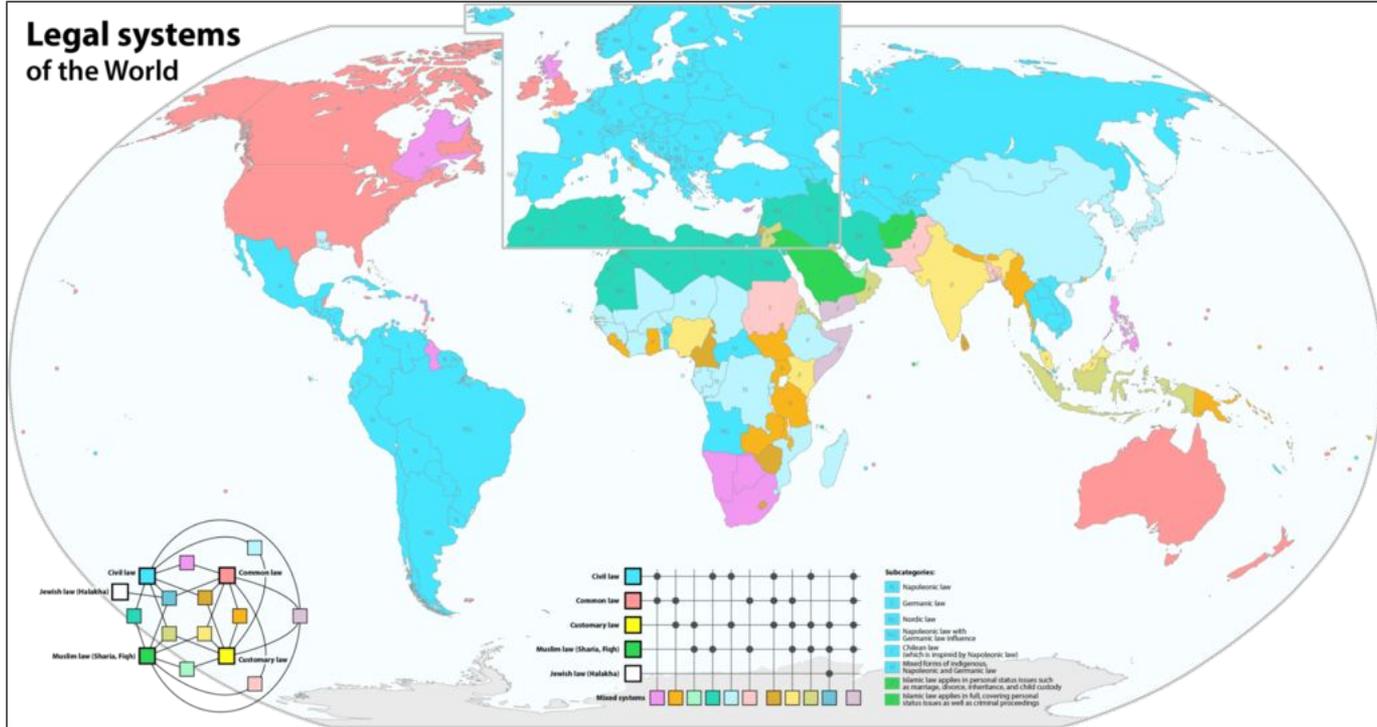
法律・契約の解釈の「ゆらぎ」(≒グレーゾーン)が大きい時代に



Law Lag \doteq Legally Gray



ルールベース/プリンシパルベース



法令遵守とコンプライアンス



- ❖ Google、UBER、Airbnbなどのビジネスモデル
➤ 「法令遵守」という視点では出てこない
- ❖ 一方で、米国IT企業に「コンプライアンス」が求められていないかといえ、そんなことはない(むしろ日本以上にステークホルダーからの「コンプライアンス」のプレッシャーは強い)



- ❖ 統一的に理解するためには、日本型コンプライアンスである「法令遵守」と米国ITサービス企業の「コンプライアンス」が異なるものだと理解するしかないのではないか？

コンプライアンスにおける”wish”

❖ “compliance” (US compliancy)

➤ ”The action or fact of complying with a wish or **command** (Oxford Dictionaries)

- “command”の前に”wish”があることがとても重要なのではないか
- “wish”とは「自らが何をしたいか」(意思)と「社会から何が求められているか」(社会的責任)が含まれるのではないか
- 「法」以外にも「市場」、「規範」、「アーキテクチャ」

❖ 「法令遵守」という訳語は誤訳(片手落ち)なのではないか？



「コンプラ」は言い訳

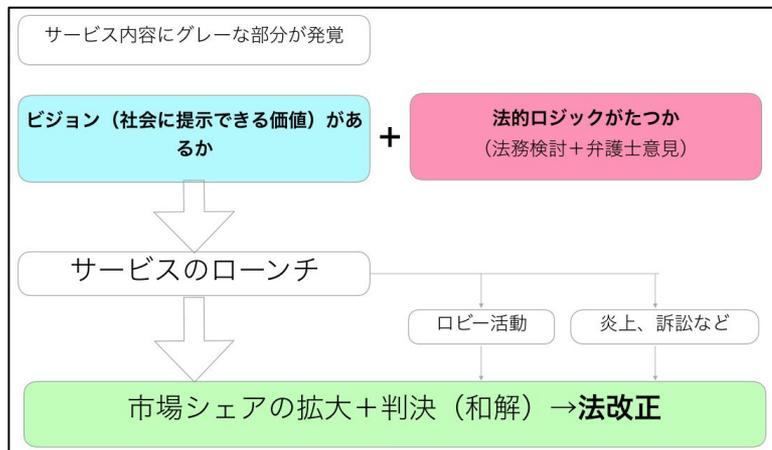
「プライオリティーとして『それを守ることが一番大事なんだ』じゃ、何も始まらないと思うんですよ。ルールは守らなきゃいけないんだけど、守るなかで何かを考えていかない限り、進歩はしないよね。守ることだけを考えてたら、発想なんてものは絶対生まれない。やり方はいくらでもあると思う。確かに『うーん』って感じる時はあるけど、そこでめげてたら終わっちゃう。『コンプライアンスが厳しくなったから、つまらなくなったのかい？』って。それは言い訳ですよね」



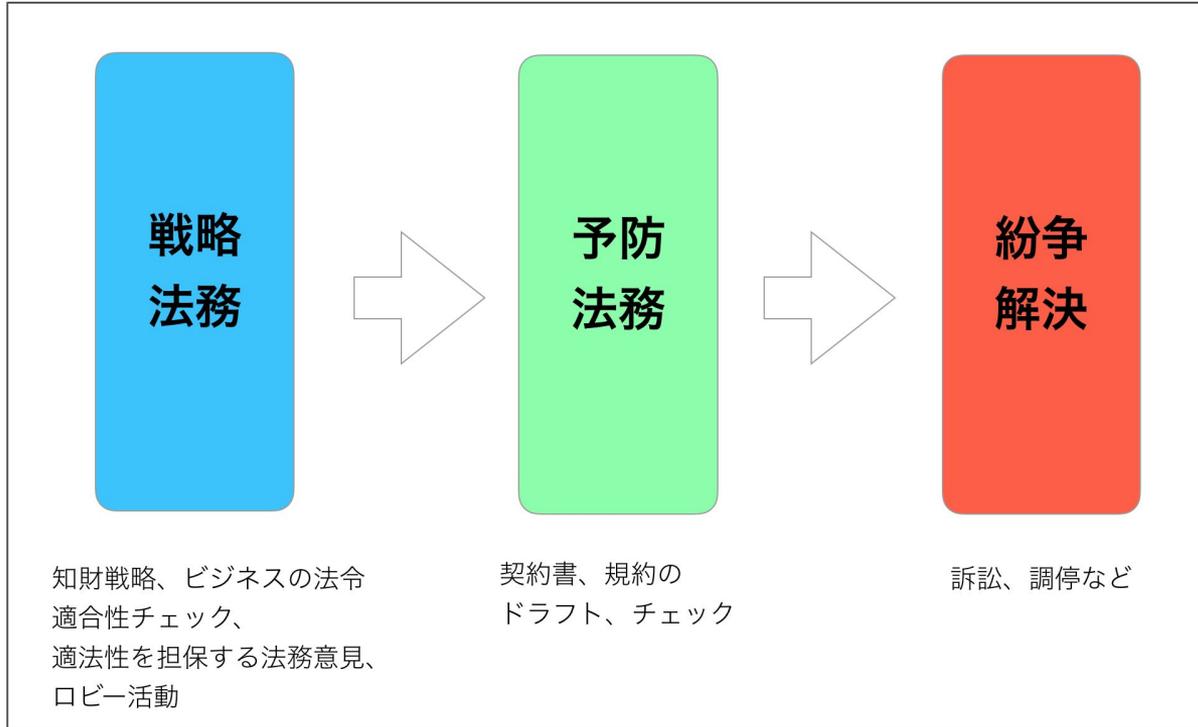
<https://news.yahoo.co.jp/feature/1334>

戦略法務

- ❖ **ビジョン**(社会に提示できる新しい価値)と**ロジック**(現行法における一定の解釈で成立し得るか)を併走させる
 - 必ずしも通説・判例ではない考え方を採用するわけではない
 - 内外の有識者の意見書などを活用
- ❖ 法務、ロビーを含むPR(Public Relations)などの複合的な役割
- ❖ Googleの書面は裁判官だけでなく、社会に向けられて書かれている?



戦略法務



Microsoft

- ❖ ディープラーニング技術を前提とした顔認識テクノロジーについて法規制を提案
 - 1) 偏見・差別の助長
 - 2) プライバシー侵害
 - 3) 民主主義に対する脅威
- ❖ Brad Smith (プレジデント・最高法務責任者) 名義
- ❖ グローバル企業としてのルールメイキング戦略
 - 国際的に統一的なルールを作れば効率的
 - 後発企業を牽制し、先行者利益を確保する
 - 社会的責任を果たしたような形を取りながら、世界展開を効率化するとともに、後発企業の追い落としも可能になり、企業価値の長期的な維持に貢献



マイクロソフト「顔認識テクノロジーに関する当社の見解について：今が行動の時」

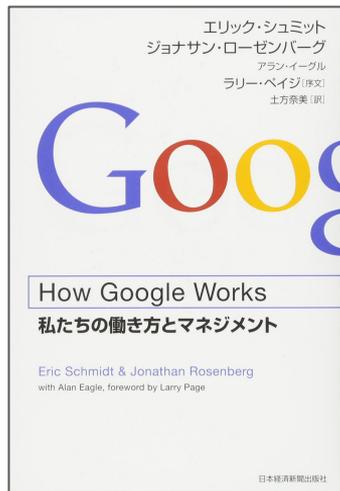
<https://news.microsoft.com/ja-jp/2018/12/13/blog-facial-recognition-its-time-for-action/>

戦略法務とは

- ❖ 企業の革新的かつ持続可能な成長を確保するための経営戦略を法的な観点から構成する業務のことをいう。
 - 具体的には、事業の適法性判断、知財戦略を含む経営戦略に対する助言、戦略立案・実施及び意思決定、ロビーイング、契約スキーム構築、M&A等をいうが、これに限られない。
- ❖ **戦略法務の要件**
 - **社会に提示できる新しい価値・ビジョンがあるか**（「革新的」）
 - **健全かつ継続性があるか**（「持続可能」）
- ❖ **具体的な業務**
 - 契約・利用規約の策定
 - 法律・判例の解釈
 - パブリック・リレーションズ（ロビーイング、世論喚起、メディア・リレーションズ等）
 - 業界団体の組成・運営

Google法務のカウボーイルール

- ❖ 「これは...グーグルの運動場を見に行ったときに撮影したものだ。標識には運動場の地図が示されているが、スペースの四分の一は免責条項に充てられている。...弁護士のなかにはスマート・クリエイティブもたくさんいるので、こんな標識を社内で見たときには本当に驚いた。アメリカ産業界ではおなじみの、法律問題に対して過去を振り返りながらリスク回避を再優先に取り組むという姿勢は、インターネットの世紀には通用しない。企業の進化が法律の変化をはるかに上回るスピードで進むからだ。」
- ❖ 「西部劇には必ずカウボーイが馬を止め、周囲の状況を確認、次にどうするか決める場面がある。ケント(注: Google法務責任者のケント・ウォーカー)は部下の弁護士に、カウボーイと同じようにすればいい、とアドバイスする。ときには馬に乗り(もちろん比喩的に)、周囲の様子を素早く確かめたらさっさと先に進んでいいこともある、と。じっくり分析しなければならない決定(大型買収、法令順守の問題など)も多いが、常に馬を降り、起こり得る失敗とその結末を列挙した50ページものブリーフィング(どかがブリーフだ！)を作成する必要はないのだと頭に入れておこう。新しいプロジェクトの初期段階では、いずれにせよ分析が100%正しいことはあり得ない。そういう状況で弁護士に求められるのは、すべての可能性を詳細に分析することではない。不確かな未来を探り、意思決定をする経営者に賢明かつ簡潔なアドバイスを提供することだ。そしてまた馬にまたがればいいんだ、相棒。」
- ❖ 「法務に関して“カウボーイルール”がうまくいくのは、弁護士が必要に応じて呼ばれるのではなく、初めから経営チーム、プロダクトチームにメンバーとして参加しているときだ。しかも弁護士も適切な顔ぶれを選ぶ必要がある。だからグーグルの創業初期にはなるべくスペシャリストではなくゼネラリストを採用し、また法律事務所や企業、場合によっては非営利団体など幅広く人材を求めた(とはいえ新卒の弁護士はめったに採らなかった)。」



グレイゾーンと社会課題



- ❖ 米国IT企業では「公共政策部」と呼ばれる部門が法務部、知財部とは別に設置されているところが多くなってきている
 - Government Relations、Public Affairs、Public Relations等
 - 法務、ロビー、PR、事業部など、幅広い人材で構成され、あらゆるプロジェクトのハブになっている
- ❖ グレイゾーンを社会課題を取り組む好機として捉える
- ❖ 法務をそのための”Enable Function”と捉える

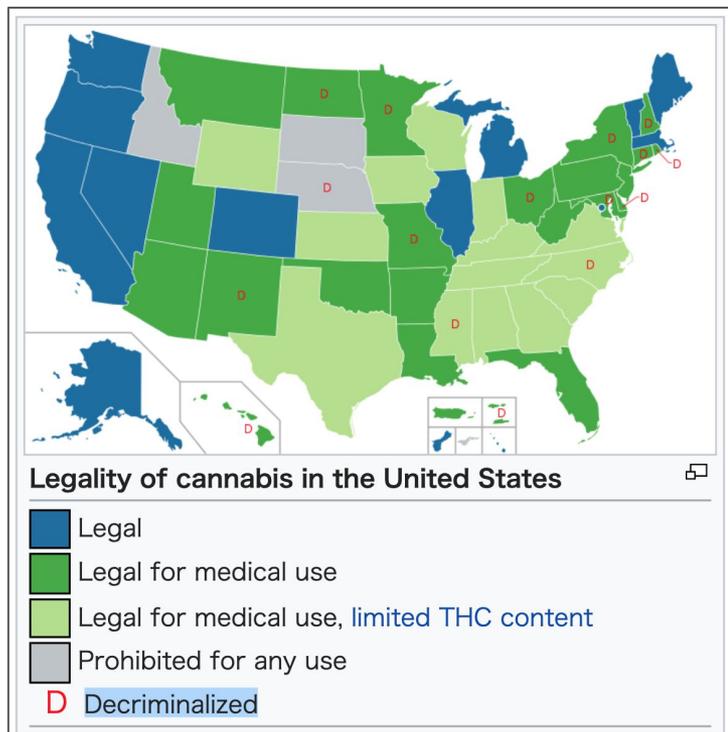
PARIS MARTINEAU BUSINESS 03.20.19 07:00 AM

INSIDE AIRBNB'S 'GUERRILLA WAR' AGAINST LOCAL GOVERNMENTS



<https://www.wired.com/story/inside-airbnbs-guerrilla-war-against-local-governments/?fbclid=IwAR2HjuyTzpvvLJdIGKe96rMIKUOUUs2i7rtITJM79revqhDhSHzJVbX633k>

連邦法と州法による“Legalization”



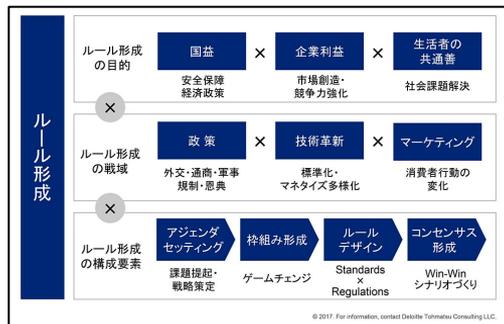
- ❑ 米国のカンナビス(マリファナ)の規制は、連邦法と州法の二重の網掛け。
- ❑ 「非犯罪化(Decriminalized)」という規制の差し控え(Regulatory Forbearance)。
- ❑ 州による独自性を認めながら、連邦全体で徐々に適法化(Legalization)していく仕組みになっている。
- ❑ 自動運転等でも同様。

Legality of cannabis by U.S. jurisdiction - Wikipedia

https://en.wikipedia.org/wiki/Legality_of_cannabis_by_U.S._jurisdiction

「ルール形成」による新市場創出

- ❖ 「ルール対応」から「ルール形成」へ
 - ルール形成で新市場を創出できれば、売上高で20～30%の拡大につながるとデロイトトーマツコンサルティングは試算
- ❖ ルールメイキングによる新市場形成に注目が集まっている
 - 各国の規制対応
 - ロビーイング、パブリック・リレーションズ
 - コンプライアンス・ルール
 - AIによる法務業務の効率化等





"Digital government is not about technology but carefully drafted legal system around it"

(デジタル国家はテクノロジーではなく、その周りに丁寧に作り込まれた法体系である)

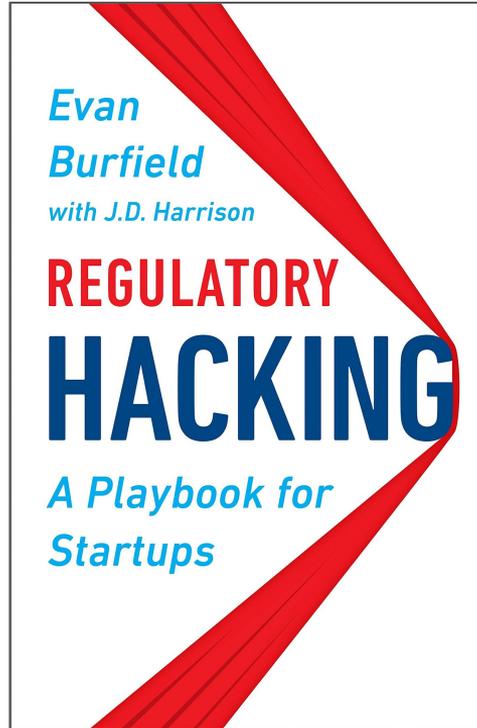
**エストニア大統領
ケルスティ・カリユライド**

『WIRED』日本版 VOL.34「ナラティブと実装」



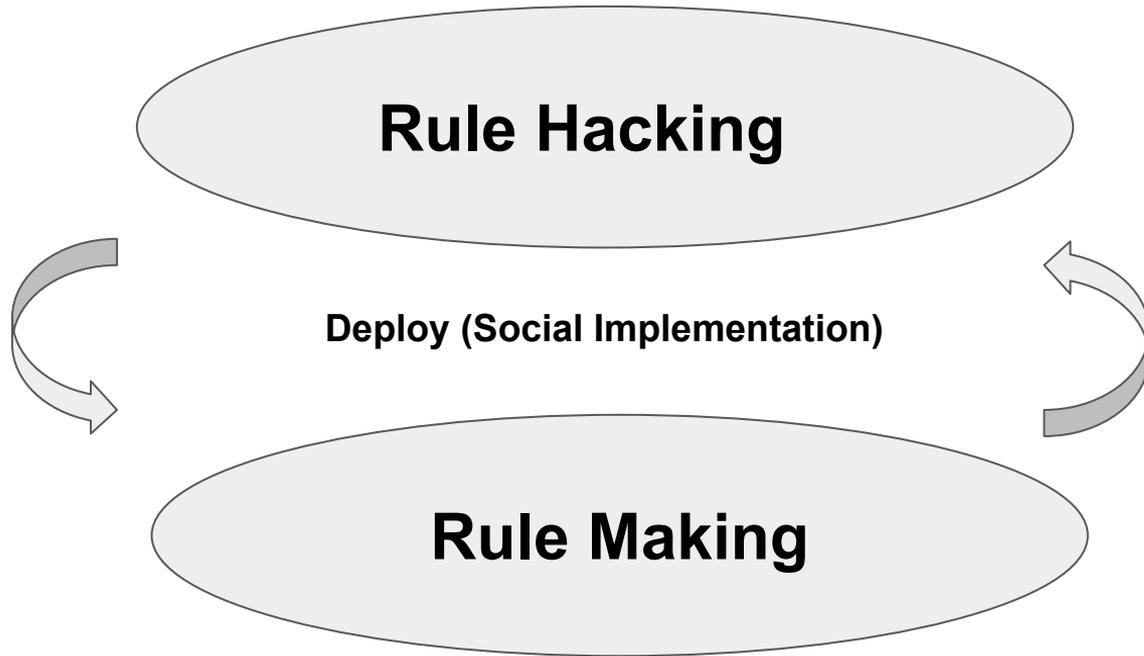
<https://wired.jp/2019/09/13/vol34-editors-letter/>

Evan Burfield “Regulatory Hacking”

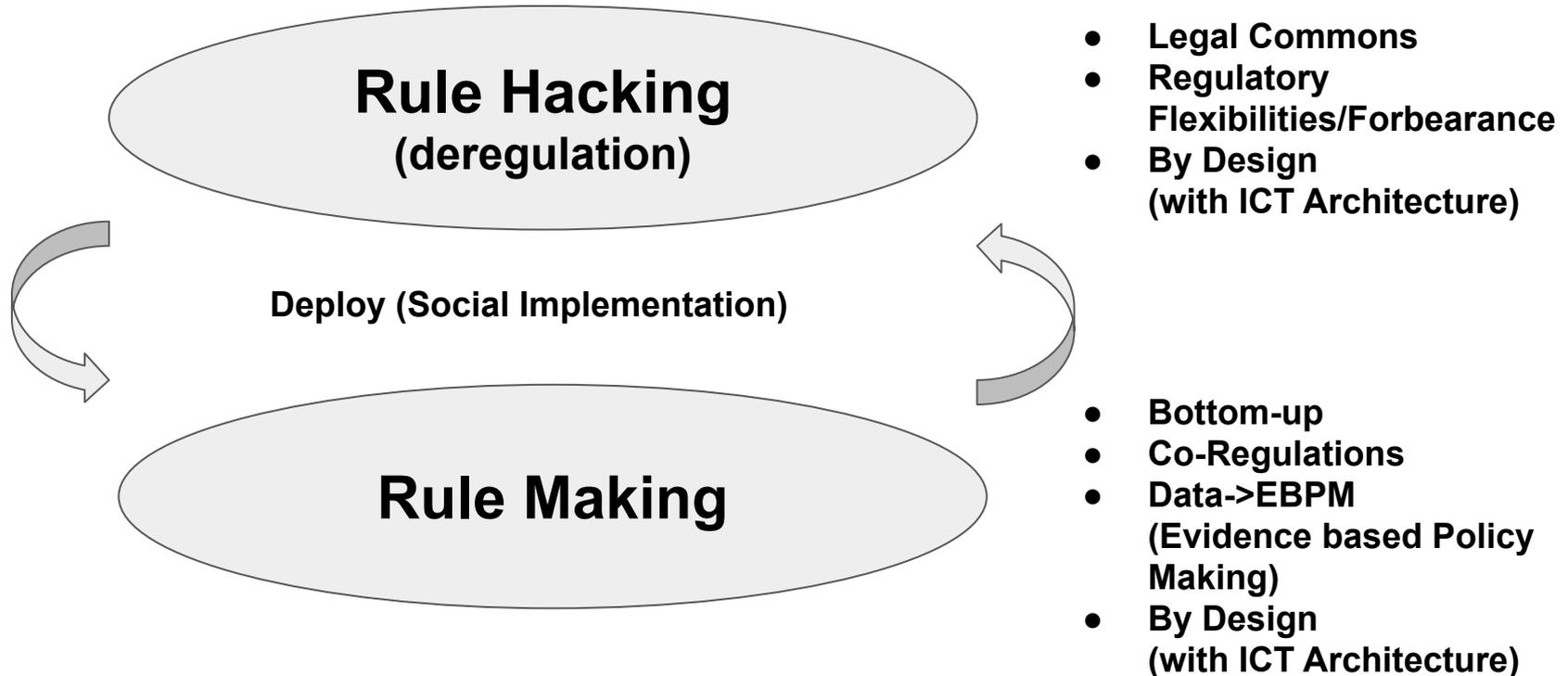


https://www.amazon.co.jp/dp/B078GBFZ73/ref=dp-kindle-redirect?_encoding=UTF8&btkr=1

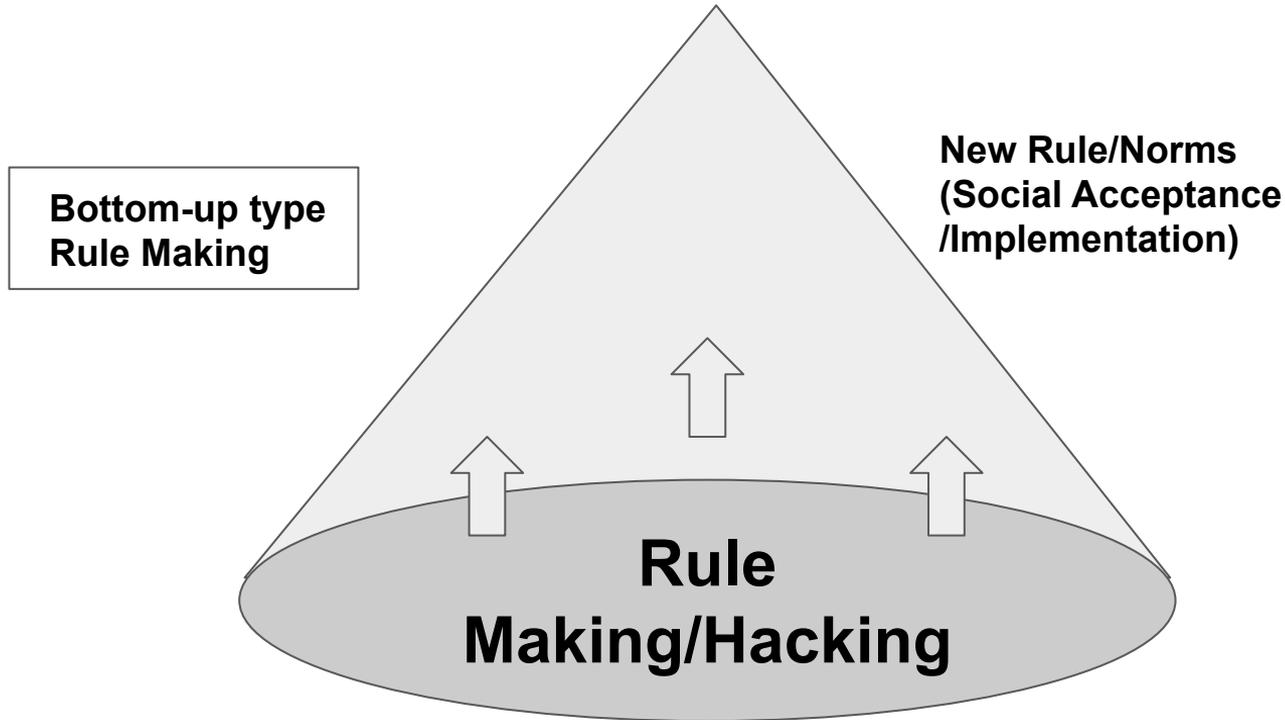
Rule Hacking / Making ルールハッキング／メイキングの循環



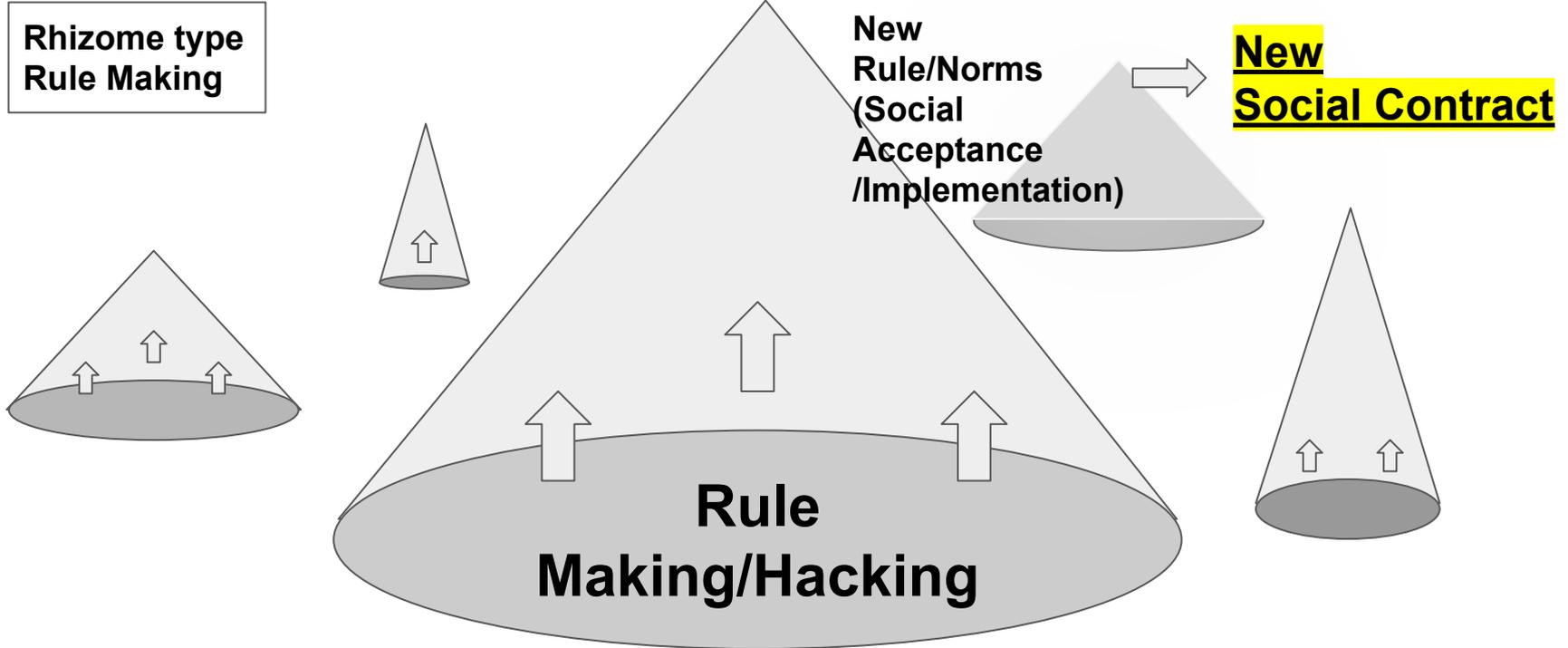
Rule Hacking / Making ルールハッキング／メイキングの循環



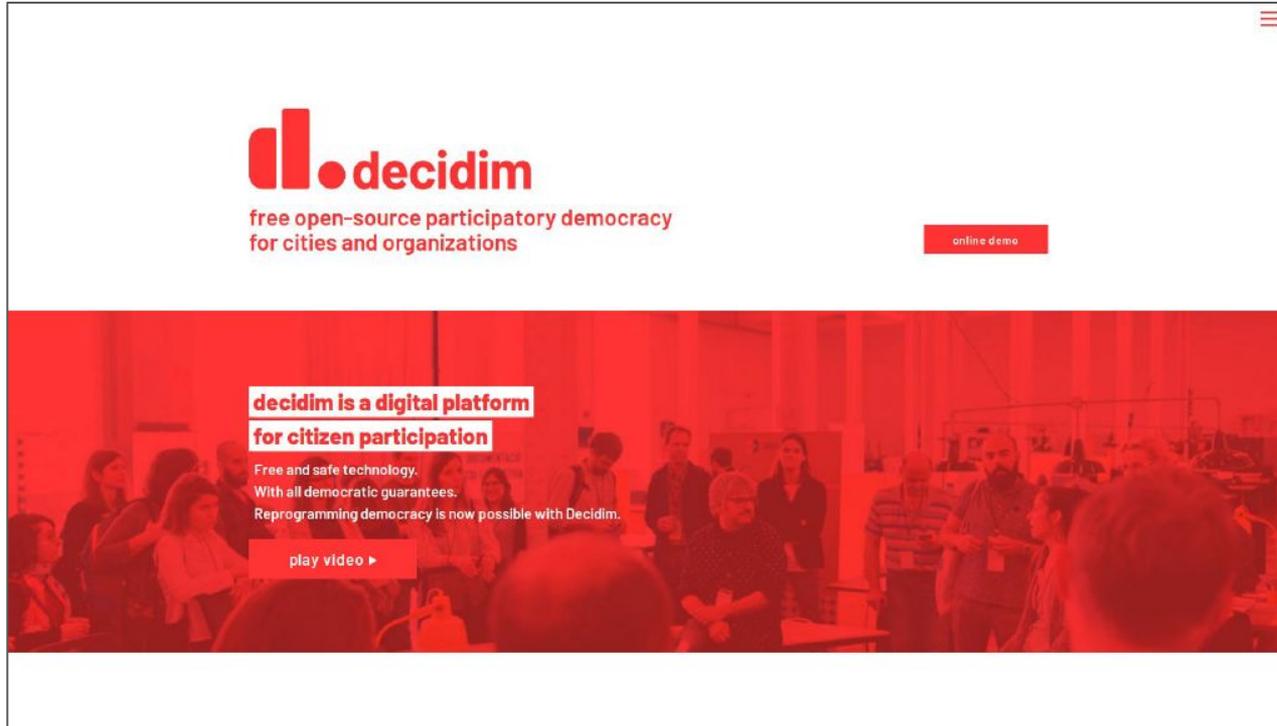
Rule Hacking / Making ルールハッキング／メイキングの循環



Rule Hacking / Making ルールハッキング／メイキングの循環



decidim (Barcelona)



decidim

free open-source participatory democracy
for cities and organizations

[online demo](#)

**decidim is a digital platform
for citizen participation**

Free and safe technology.
With all democratic guarantees.
Reprogramming democracy is now possible with Decidim.

[play video ▶](#)

<https://decidim.org/>

decidim (Barcelona)

decidim.org

decidim.barcelona/participatory strategic planning

Meetings



decidim.org

decidim.barcelona/participatory strategic planning

Meetings



decidim (Barcelona)

decidim.barcelona/participatory strategic planning

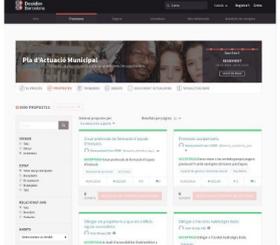
Barcelona's Municipal Action Plan 2015-2019

- 39.049 participants
- 10.850 proposals
- 1.467 action plans
- 15.021 physical participants
- 500+ meetings
- 1.700 organizations
- 165.121 supports
- 72.2% citizen proposals accepted
- 24.028 active users
- 230.000+ online interactions



decidim.barcelona/participatory strategic planning

Strategic planning



decidim.barcelona/participatory strategic planning

Meetings



Actualment hi ha en curs 10 programes, però podrem veure molts més.

decidim.barcelona/participatory strategic planning

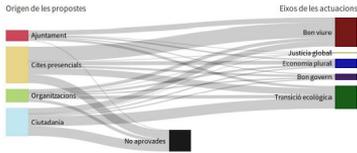
10,870 proposals

72% acceptance rate

converted to

1,500 Actions

~7,000 accountable projects



ロビイングからGR・PAへ

- **これまでのロビイング**

- 一部大企業や業界団体による陳情型

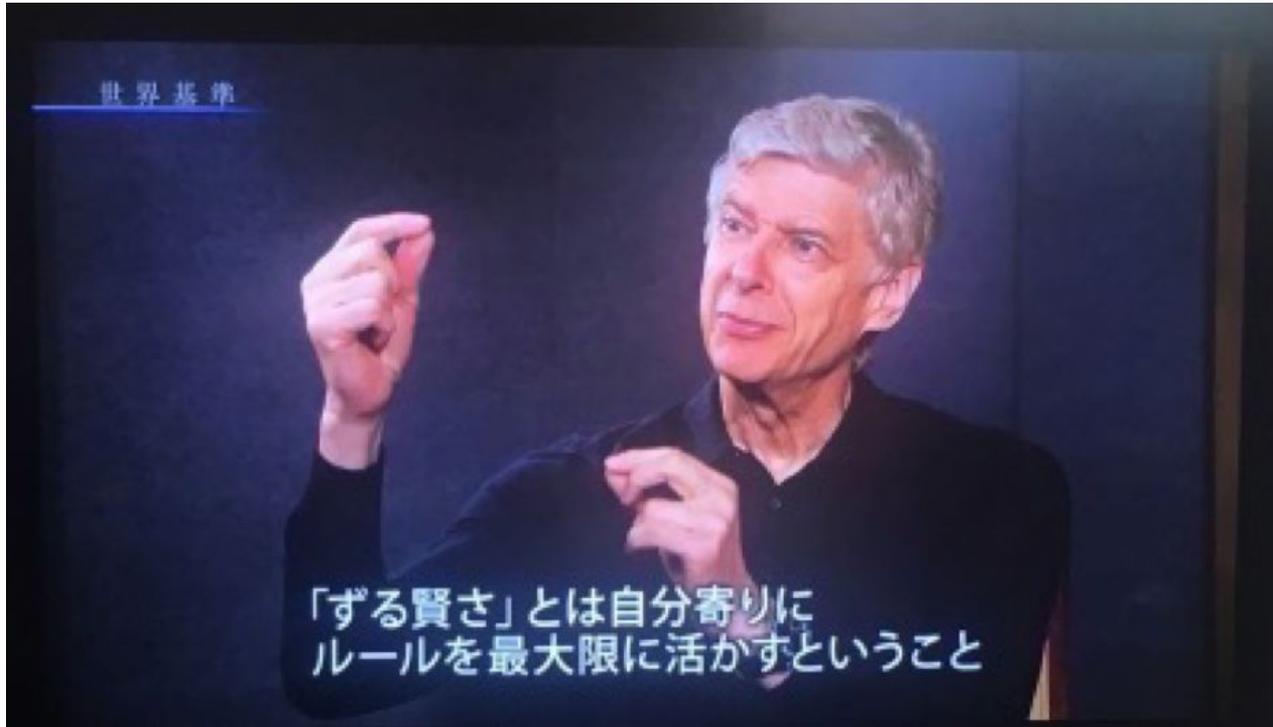
- **これからのGR・PA(Public Affairs)**

- 法令を社会実態やプロダクトに合うように働きかけるだけでなく
- 社会が新しいプロダクトを受け入れられるような理解増進・普及啓発など
- 政治家や官僚だけでなく、NPO/NGO、消費者団体、一般市民などあらゆる利害関係者に対して、オープンな形で合意形成をしていく手法に需要が生じている
 - 政策提言の立案、省庁・議員などへのレク
 - 趣旨に合わせて賛同する有識者を集めてシンポジウムその他イベントを開催
 - 法改正・制度改革を望む NPO・NGOと協働する
 - 業界団体設立の支援、社内組織整備の支援
 - メディア誘致、SNS拡散(旧来のメディア・リレーションズ)

ハリルxベンゲル対談



ハリルxベンゲル対談



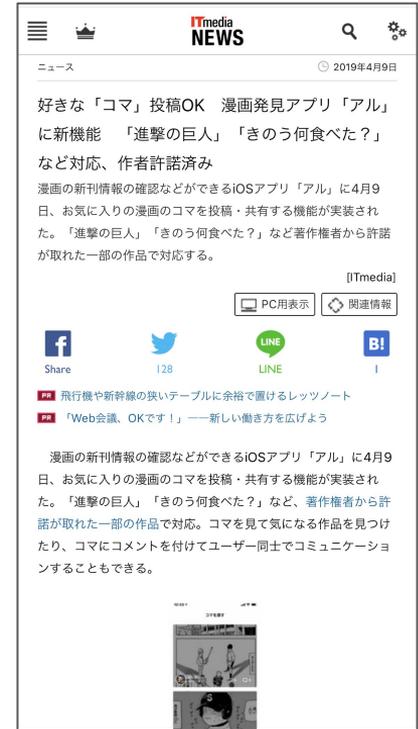
ロストフの14秒



- ロシアW杯ベルギー戦。終了間際、ベルギーの14秒間の超高速カウンターが日本のベスト8進出の夢を打ち砕いた。
- DF吉田や相手方GKもイエローカードをもらったとしても、ファウルで止めるべきだった、と口を揃えた。
- イビチャ・オシム(元日本代表監督)曰く、「レッドカードをもらってでも止めるべきだったが、故意のファウルは日本らしくない。それで望ましい結果が得られなくもそれが日本人なのだ」

アル「コミュニケーション」

アル





水野祐 CITY LIGHTS LAW 🧑

@TasukuMizuno



「コミュニケーション」。契約によるリーガルデザインの事例がまた一つ。盛り上がってほしい。

好きな「コマ」投稿OK 漫画発見アプリ「アル」に新機能
「進撃の巨人」「きのう何食べた？」など対応、作者許諾済み -
ITmedia NEWS [itmedia.co.jp/news/articles/...](https://itmedia.co.jp/news/articles/)



好きな「コマ」投稿OK 漫画発見アプリ「ア...

漫画の新刊情報の確認などができるiOSアプリ
「アル」に4月9日、お気に入りの漫画のコマを投
稿・共有する機能が実装された。「進撃の巨人」
itmedia.co.jp

♡ 104 10:21 PM - Apr 9, 2019

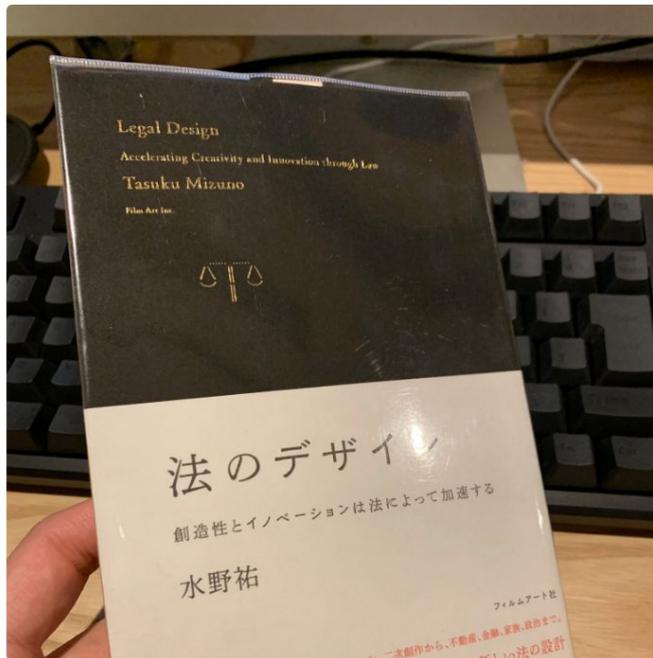


💬 39 people are talking about this



けんすう 🧑🏻 @アル 
@kensuu

わわー！ありがとうございます！水野さんの本を参考にさせていただいて考えてたので嬉しいです！



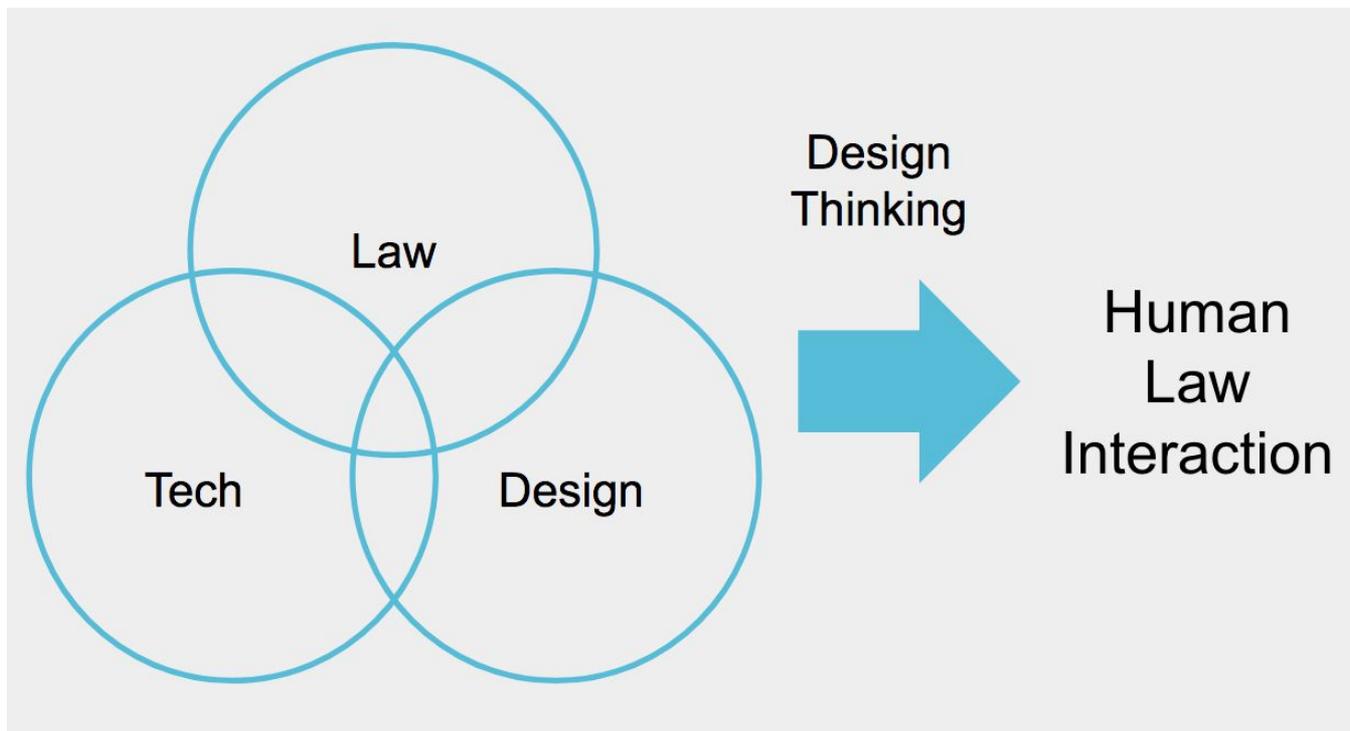
♡ 19 10:46 PM - Apr 9, 2019



👤 See けんすう 🧑🏻 @アル's other Tweets



リーガルデザイン・ラボ



リーガルデザイン・ラボ



Legal Tech

リーガルテック

法を効率化する情報技術



Legal Communication

リーガルコミュニケーション

法を身近にするコミュニケーション



Governance

ガバナンス／公共政策

法を生み出し、更新する公共政策

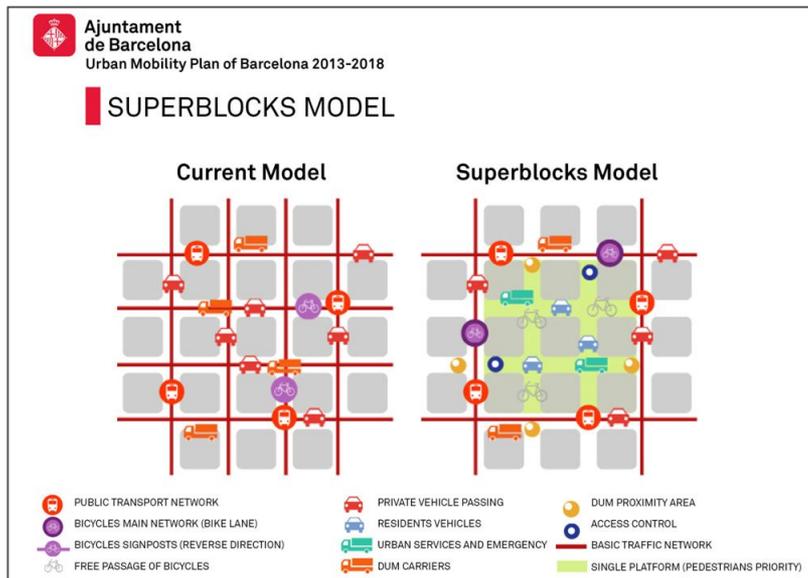


Legal Design Mind

リーガルデザイン・マインド

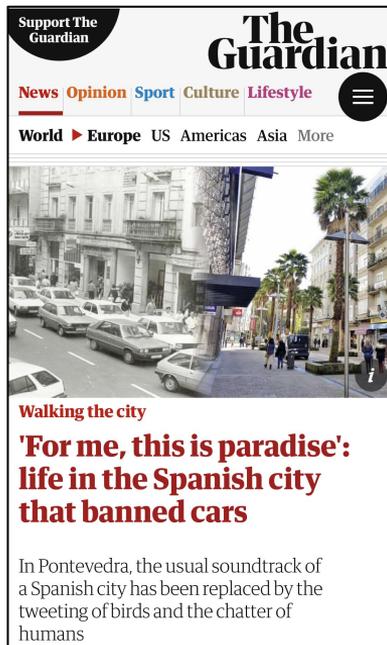
法や制度を活用するマインドセット

都市とリーガルデザイン



- ❑ バルセロナ市のスーパーブロック。
- ❑ 3x3のブロック単位で、内部の道路の私用車の乗り入れを原則禁止。公共交通も10km以内に制限。
- ❑ 道路をベンチや公園、遊具、露店等の公共空間として利活用。
- ❑ 経済効果や政治効果も。

都市とリーガルデザイン



- ❖ スペイン・ポンテベドラ市
- ❖ 市街地の車を禁止したら、住みやすい街として街興しに成功した事例（交通渋滞の緩和、人口増、小規模ビジネスの隆盛など）
 - 敷石の道路や中世から続く中心地を含めた 30万平方メートルの範囲を歩行者優先区域としました。
 - 中心街の車両走行禁止を車が走ることを禁止
 - 中心街にある駐車場を全て排除する代わりに地下や街の周辺地域に駐車スペースを設け、うち 1686個は無料スペースとした
 - ラウンドアバウトを多用し、信号機を排除し、車両禁止地域の範囲を拡大
 - それ以外の区域でも時速 30kmの速度制限を設定しました。

建築基準法を適用除外にする条例

事例④ 自主条例の活用 / 京都市(京都市)

建築基準法の適用除外を可能とする条例により、歴史的建築物を良好な状態で保存・活用

問い合わせ先 京都市都市計画課建築指導係建築指導課
☎ 075-222-3620 ■ <http://www.city.kyoto.jp/tokei/page/000157969.html>

■ 歴史的建築物について、建築基準法の規制により景観的・文化的な価値が損なわれないよう、同法の適用除外を可能とする独自の条例を制定し、建築物の良好な状態や安全性を維持しながら保存・活用



■ 取組の背景 歴史的建築物の利活用に当たり、建築基準法への適合が課題に

- 平成20・21年度の京町家まちづくり調査で、京都市内に伝統的な京町家が約48,000軒存在すること及び年間的約2%ずつ減少していることが確認された。
- また、景観的・文化的な価値がある鉄筋コンクリートやレンガ造などの近代建築物も多数存在しているが、利活用のために増築や用途変更をする場合は、建築基準法の規制に適合させなければならないため、こうした価値の高いデザインや形態が損なわれてしまうことが課題となった。

■ 取組の概要 建築基準法の適用除外を可能とする条例を制定

- 建築基準法では、条例により、現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物で、特定行政庁が指定したものは、同法の適用を除外することとされている。
- このため、京都市は、平成24年4月、京町家などの木造建築物を対象とする「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を新たに制定した。平成25年11月には、条例の対象を非木造建築物にも拡大し、「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改正した。

■ 取組の成果 歴史的建築物の保存と現代のニーズに合った利活用が実現

- 京町家の建築物は、木造を中心に厚し層を伴う建て替えが一般的である中、条例の制定により、建築基準法の適用除外としながら歴史的建築物を使い続けるために必要な増築・用途変更を行うことが可能となり、歴史的建築物の保存と、現代のニーズに合った利活用が実現した。
- また、建物の耐震・防火防止・避難などに重点を置きつつ、建物の価値を踏まえながら改修を行うことにより、建物の機能や安全性を維持・向上させることが可能となった。
- 歴史的建築物の持つ文化的・教育的価値に着目した文化・教育の拠点としてだけでなく、地域住民のコミュニティスペースとして、また、NPOなどの活躍の場として機能している。

地方分権改革との関連

●歴史的建築物の多くは、現行の建築基準法に適合しない既存不適格建築物となっているものが多く、こうした建築物の増築や用途変更などには、現行法の規定が適用されることから、歴史的建築物の価値や形態などを保持しながら使い続けることが困難となることがある。

●このため、同法第3条第1項第3号により、①文化財保護法に基づき、地方公共団体が自ら文化財を指定する条例などにより、現状変更の規制または保存のための措置を課し、②建築審査会の同意を得て特定行政庁(建築主事を設置した市町村長など)が指定した建築物について、同法の適用が除外される規定を活用し、京都市は独自の条例を制定した。

京都の特性に即した「撤去せず活用の発想」で総合的な空き家対策を推進

- 全国的に空き家問題が顕著となる中、京都市でも一層の対策が急務となっていた。また、京都市には、「後世に残すべき資産」である京町家が多数存在している。
- 平成25年12月、京町家など古い建築物を補修しながら使い続けてきた京町家のまちの特性に即した「撤去せず活用の発想」での対策を特徴とする「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」を制定した(平成26年4月施行)。
- 条例に基づき、市・空き家の所有者、地域・集落者など各々の連携の下、総合的な空き家対策として、空き家の予防のための調査・調査・空き家の活用方法などのアドバイスをを行う専門家の派遣などを推進した。
- これまでに市内32の地域で市民主体の空き家対策が取り組まれるとともに、201人の不動産事業者が「地域の空き家相談員」として空き家所有者の相談に対応していただくなど、空き家対策の機軸が確まわっている。

【問い合わせ先】京都市都市計画まち再生・創造推進室
☎ 075-222-3503
■ <http://www.city.kyoto.jp/tokei/soshiku/9-9-0-0-0.html>

「泡盛で乾杯」条例



琉球朝日放送 <https://www.qab.co.jp/news/20190709116947.html>

ルール(条例)づくりワークショップ

HOME ABOUT ARCHIVE CONTACT

DAY 3

水野祐 | 法律家
「常滑のルールの魅力を倍にする」

私は弁護士として、法律とか契約とか広い意味ではルールを使って、企業のビジネスクリエイターの創造性を加速させるために何が出来るかを考えています。今回は都市とルールというテーマで、常滑の魅力を増やすようなルールを提案してください。加えて、新しいルールによって建築や都市がどう変わるか、ヴィジュアルで提示してください。

当日の様子



10:00 | 会場にて課題発表

HOME ABOUT ARCHIVE CONTACT

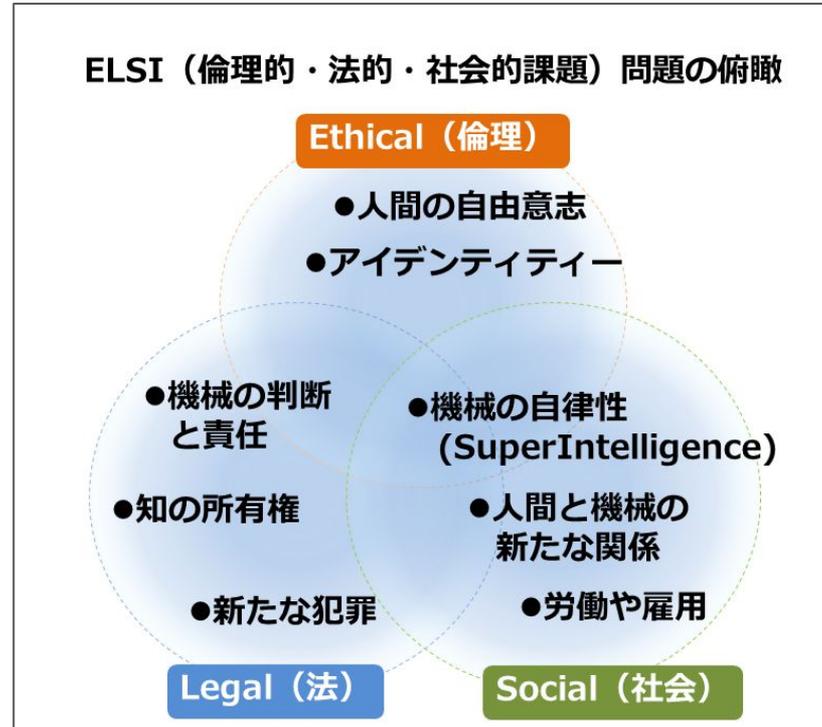


11:19 | 前日までの成果をもとにエスキース

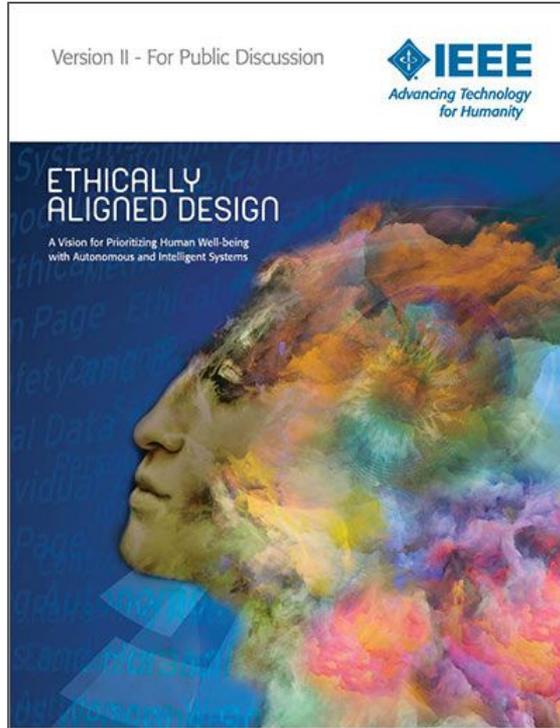


17:28 | ルールとシーンの提案

ELSI (Ethics Legal and Social Issues)



Ethically Aligned Design (IEEE)



<https://ethicsinaction.ieee.org/>

Responsible AI Practice (Google)

Google AI About Stories Research Education Tools Responsibilities Blog

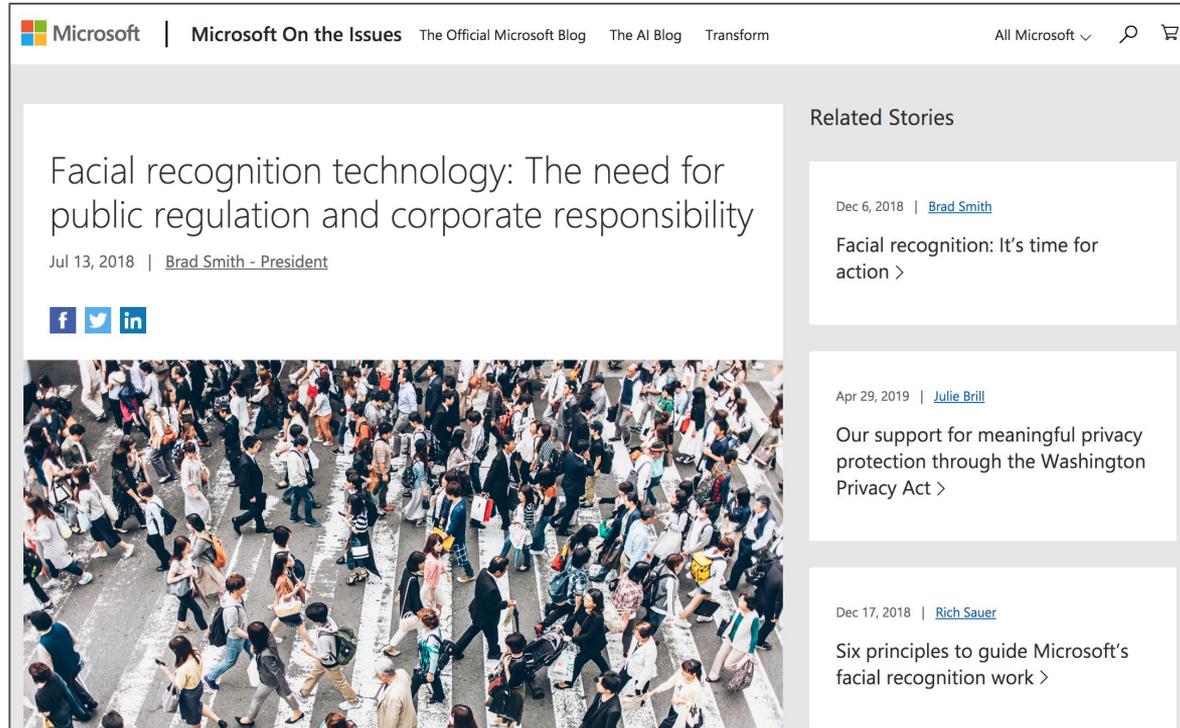
RESPONSIBILITIES >

Responsible AI Practices

The development of AI is creating new opportunities to improve the lives of people around the world, from business to healthcare to education. It is also raising new questions about the best way to build fairness, interpretability, privacy, and security into these systems.

<https://ai.google/responsibilities/responsible-ai-practices/>

Facial Recognition Regulation (Microsoft)



The screenshot shows a Microsoft blog page. At the top, there is a navigation bar with the Microsoft logo, 'Microsoft On the Issues', 'The Official Microsoft Blog', 'The AI Blog', and 'Transform'. On the right side of the navigation bar, there is a search icon and a shopping cart icon. The main content area features a large article with the title 'Facial recognition technology: The need for public regulation and corporate responsibility' and a sub-header 'Jul 13, 2018 | Brad Smith - President'. Below the title are social media sharing icons for Facebook, Twitter, and LinkedIn. The article's main image is a high-angle photograph of a very dense crowd of people walking across a crosswalk. To the right of the main article, there is a 'Related Stories' section with three entries: 'Facial recognition: It's time for action >' (dated Dec 6, 2018, by Brad Smith), 'Our support for meaningful privacy protection through the Washington Privacy Act >' (dated Apr 29, 2019, by Julie Brill), and 'Six principles to guide Microsoft's facial recognition work >' (dated Dec 17, 2018, by Rich Sauer).

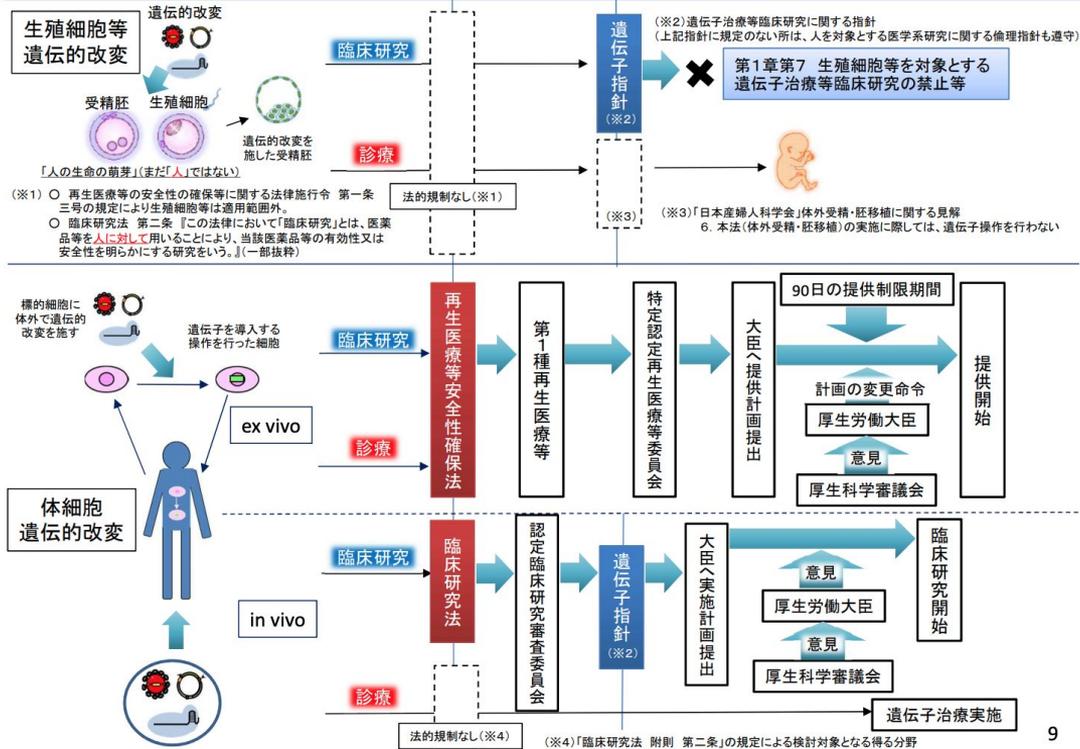
<https://blogs.microsoft.com/on-the-issues/2018/07/13/facial-recognition-technology-the-need-for-public-regulation-and-corporate-responsibility/>

CRISPER-babies



<https://www.npr.org/2019/02/05/690828991/gene-editing-scientists-actions-are-a-product-of-modern-china>

遺伝的変更の臨床利用に関する現在の規制状況



ゲノム編集技術等を臨床利用する場合の法による規制状況

ゲノム編集の対象となる細胞		自由診療	臨床研究	治験・製造販売
生殖細胞 又は受精卵		法による規制なし	法による規制なし (*1)指針により禁止	
体細胞	In vivo 遺伝子治療	法による規制なし (*2)	一定の手続規制の下、 実施可能 (臨床研究法)	一定の手続規制の下、 実施可能 (医薬品医療機器等法)
	Ex vivo 遺伝子治療	一定の手続規制の下、実施可能 (再生医療等安全確保法)		

(*1)「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」

第1章第7 生殖細胞等を対象とする遺伝子治療等臨床研究の禁止等

人の生殖細胞又は胚(一の細胞又は細胞群であって、そのまま又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。以下同じ。)を対象とした遺伝子治療等臨床研究及び人の生殖細胞又は胚に対して遺伝的改変を行うおそれのある遺伝子治療等臨床研究は、行ってはならない。

(*2)「臨床研究法 附則 第二条」の規定による検討対象となる得る分野

「臨床研究法 附則 第二条 政府は、この法律の施行後二年以内に、先端的な科学技術を用いる医療行為がその他の必ずしも十分な科学的知見が得られていない医療行為についてその有効性及び安全性を検証する為の措置について検討を加え、その結果に基づき、法律上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

10

ゲノム編集技術等を用いたヒト受精卵等の臨床利用の現状について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000534500.pdf>

総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会での議論

平成16年:「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」

- 「人の尊厳」を踏まえたヒト受精卵尊重の原則
 - ・ ヒト受精卵は「**人の生命の萌芽**」
 - ・ 研究材料として使用するために新たに受精によりヒト胚を作成しないこと
 - ・ その目的如何にかかわらず、ヒト受精卵を損なう取扱いが認められないこと
- ヒト受精卵尊重の原則の例外
 - ・ ヒト受精卵の取扱いによらなければ得られない生命科学や医学の恩恵及びこれへの期待が十分な**科学的合理性**に基づいたものであること
 - ・ 人に直接関わる場合には、人への**安全性**に十分な配慮がなされること
 - ・ **社会的に妥当なものであること**

ヒト受精卵へのゲノム編集技術等の利用についての検討

○ 平成28年:「ヒト受精卵へのゲノム編集技術を用いる研究について」中間まとめ

- ・ ゲノム編集技術をヒト受精卵に用いる基礎的研究は、ヒト受精卵尊重の原則の例外である。
- ・ 研究として行われる臨床利用のみならず、医療提供として行われる臨床利用も、容認できない。即ち、ゲノム編集技術を用いたヒト受精卵を、ヒトの胎内へ移植することは容認できない。

○ 平成30年:「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告(第一次)

- ・ 「生殖補助医療研究」を目的とした「余剰胚」へのゲノム編集技術等を用いる基礎的研究における指針を策定する。
- ・ 研究として行われる臨床利用のみならず、医療提供として行われる臨床利用も、容認できない。即ち、ゲノム編集技術を用いたヒト受精卵を、ヒトの胎内へ移植することは容認できない。

○ 令和元年:「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告(第二次)

- ・ 以下の基礎的研究について、個別計画の適切な審査を前提として容認
 - 余剰胚にゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究
 - 新規胚にゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究
 - 余剰胚に核置換技術を用いるミトコンドリア病研究
- ・ 臨床利用については、現時点において、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精卵の人又は動物への胎内移植は容認されないとの見解とともに、法的規制を含めた制度的枠組みの検討を関係省庁に求める。

厚生労働省の対応

① 生殖補助医療研究を目的とした余剰胚へのゲノム編集技術を用いた基礎研究の指針の検討

(厚生科学審議会科学技術部会の下に「ヒト受精卵へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会」を設置し指針を策定済み)

(委員会を改編し指針の見直しを検討)

② ③ ゲノム編集技術等を用いたヒト受精卵等の臨床利用に関する検討

(厚生科学審議会科学技術部会の下に「ゲノム編集技術等を用いたヒト受精卵等の臨床利用のあり方に関する専門委員会」を設置)

ゲノム編集技術等を用いたヒト胚の取扱いの方向性 (「第二次報告書」案のポイント)

		基礎的研究 [†]		③ 臨床利用 [‡] (研究・医療)
		※胚の胎内移植を前提としない ※疾患関連以外目的の研究(いわゆるエンハンスメントなど)は容認しない		
胚の種類 検討対象		余剰胚	新規胚	
ゲノム編集技術等 (生殖補助医療研究目的)	・第一次報告に基づき、平成31年4月にゲノム編集指針を策定 ①	・個別計画の審査を前提として、 容認 ②	・個別計画の審査を前提として、 容認の可否を引き続き検討	<ul style="list-style-type: none"> ・人又は動物への胎内移植は現時点において容認できない(「一次報告書」に引き続き確認) ・法的規制も含めた制度的枠組みを今後検討(「二次報告書」で新たに提示)
ゲノム編集技術等 (遺伝性・先天性疾患研究目的)	・個別計画の審査を前提として、 容認 ②	・個別計画の審査を前提として、 容認	・卵子間核置換胚については、 容認の可否を引き続き検討	
核置換技術	・ヒト胚核置換胚については、個別計画の審査を前提として、 容認	・卵子間核置換胚については、 容認の可否を引き続き検討		

[†]基礎的研究：ヒトや動物に、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精卵を移植しない(個体産生につながらない)研究をいう。

[‡]臨床利用：ヒトや動物に、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精卵を移植する(個体産生につながる可能性が有る)利用をいう。

(「基本的考え方」見直し等に係る報告書(第一次)～生殖補助医療研究を目的とするゲノム編集技術等の利用について～)より

6

ゲノム編集技術等を用いたヒト受精卵等の臨床利用の現状について

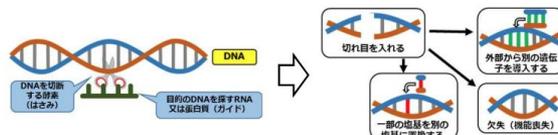
<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000534500.pdf>

① ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の概要

(平成31年4月文部科学省・厚生労働省告示)

背景

○近年、生物の遺伝子を狙いどおりに容易に改変できる「ゲノム編集技術」が開発され、生殖補助医療等の根治的療法の開発、疾患の治療法などに資する知見が得られる可能性。



○しかし、ヒト受精胚については、その初期発生、発育等について未解明な点が多く、ゲノム編集技術による次世代への遺伝的な影響等の課題もあることから、適切に研究を実施するための仕組みの構築が求められている。

○平成30年3月、総合科学技術・イノベーション会議(CSTII)において、生殖補助医療研究を目的とするゲノム編集技術等の利用に関する第一次報告をとりまとめ。現時点での臨床応用は不相当とするともに、基礎的研究について、文部科学省及び厚生労働省において指針の速やかな策定が求められた。

指針の概要

○CSTIIの見解を踏まえ、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の専門委員会等において、文部科学省及び厚生労働省合同による検討を行い、パブリック・コメントを経て、平成30年12月に指針案をとりまとめ。

○指針案について、CSTIIにおける確認を経て、平成31年4月1日付けで告示、施行。

「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」のポイント

研究要件

生殖補助医療の向上に資する基礎的研究に限定

ヒト受精胚の取扱い

生殖補助医療に用いられなくなったヒト受精胚(余剰胚) 原始線条^(※)出現まで(最長14日間)に制限

^(※)受精後に現れる筋状の構造。背骨や脊髄のもととなる。

ヒト受精胚の胎内移植

ゲノム編集等を行ったヒト受精胚の人は動物の胎内への移植禁止

研究計画の確認

研究機関と国の2段階審査にて指針に対する適合性を確認

※ 指針に適合しない研究が行われた場合は、文部科学大臣及び厚生労働大臣による公表

7

ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用の現状について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000534500.pdf>

臨床研究法（平成29年法律第16号）の概要

臨床研究法の実施の目的

臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めることにより、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

臨床研究法の内容

1. 臨床研究の実施に関する手続

- (1) 特定臨床研究（※）の実施に係る措置
 - ① 以下の特定臨床研究を実施する者に対して、モニタリング・監査の実施、利益相反の管理等の**実施基準の遵守**及びインフォームド・コンセントの取得、個人情報の保護、記録の保存等を義務付け。
 - ② 特定臨床研究を実施する者に対して、実施計画による実施の適否等について、**厚生労働大臣の認定を受けた認定臨床研究審査委員会**の意見を聴いた上で、**厚生労働大臣に提出**することを義務付け。
 - ③ 特定臨床研究以外の臨床研究を実施する者に対して、①の実施基準等の遵守及び②の認定臨床研究審査委員会への意見聴取に努めることを義務付け。
- (2) 重篤な疾病等が発生した場合の報告
特定臨床研究を実施する者に対して、特定臨床研究に起因すると疑われる疾病等が発生した場合、認定臨床研究審査委員会に報告して意見を聴くとともに、厚生労働大臣にも報告することを義務付け。
- (3) 実施基準違反に対する指導・監査
 - ① 厚生労働大臣は改善命令を行い、これに従わない場合には特定臨床研究の停止等を命じることができる。
 - ② 厚生労働大臣は、保健衛生上の危害の発生・拡大防止のために必要な場合には、改善命令を経ることなく特定臨床研究の停止等を命じることができる。

2. 製薬企業等の請うべき措置

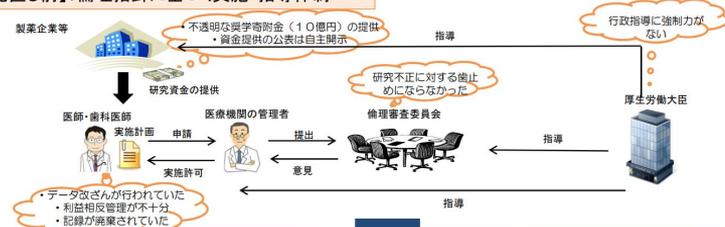
- ① 製薬企業等に対して、当該製薬企業等の医薬品等の臨床研究に対して資金を提供する際の**契約の締結**を義務付け。
- ② 製薬企業等に対して、当該製薬企業等の医薬品等の臨床研究に関する**資金提供の情報等**（※詳細は厚生労働省令で規定）の公表を義務付け。

施行日

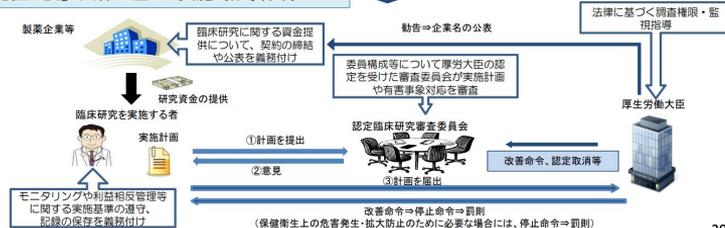
公布の日（平成29年4月14日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日・・・平成30年4月1日

法制度による見直しの考え方

【見直し前】:倫理指針に基づく実施・指導体制



【見直し後】:法律に基づく実施・指導体制



3段階の規制デザイン

法律

- ・クローン人間産出禁止(ヒトクローン技術規制法)
- (・ゲノム編集した生殖細胞を胎内に戻す行為も?)

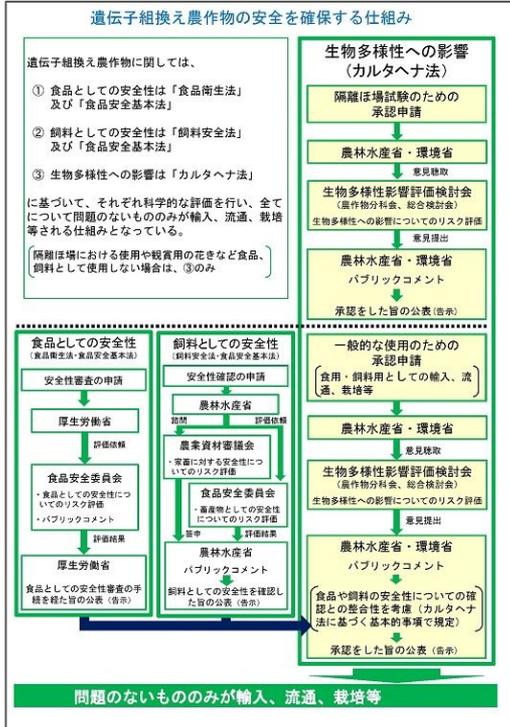
法律に基づく指針

クローン人間になるかもしれない胚を含む
と定義された人為的な胚(特定胚)の作成
等

法律に基づかない行政指針、ガイドライン

- ・生殖補助医療の過程で得られる「余剰胚」を
壊して得られるES細胞研究
- ・iPSその他の幹細胞からの生殖細胞の作成・
胚作成行為等

ゲノム編集食品のルールデザイン

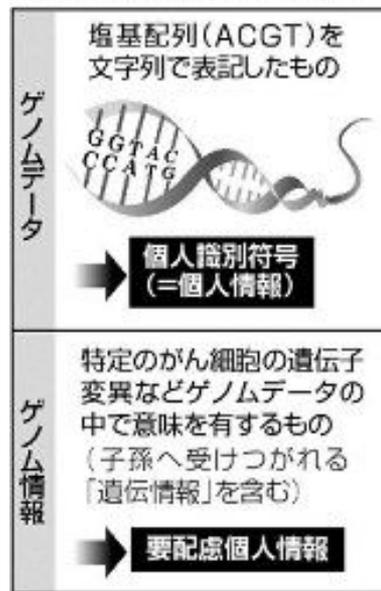


- ❑ 食品としての安全性は食品衛生法、食品安全基本法、飼料としては飼料安全法、飼料安全基本法、生物多様性についてはカルタヘナ法により規制
- ❑ 「遺伝子組み換え食品」に該当しない？
 - ❑ 表示義務も、安全性審査も不要？
- ❑ CJEU (EU司法裁判所) はゲノム編集食品も遺伝子組換え食品に該当し得る、と判断も。

究極の「要配慮情報」としてゲノムデータ・情報

【図2】

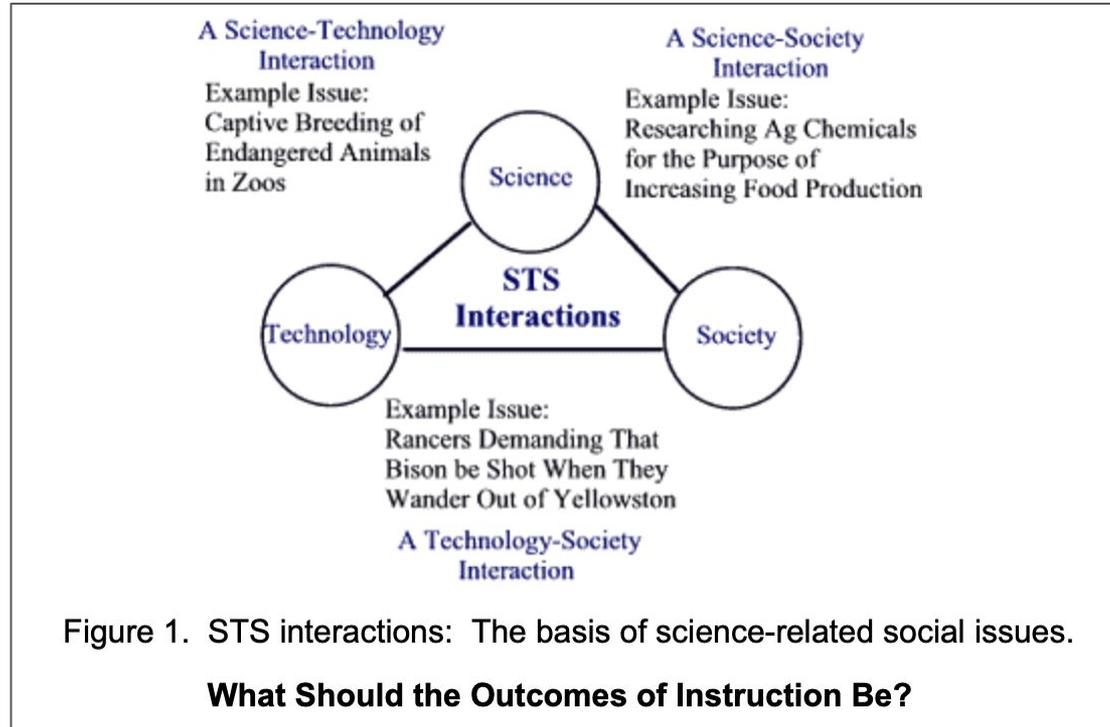
改正法施行で予想される
ゲノム関連の情報の扱い



- ❑ 個人情報保護法改正(2020年にも予定)
- ❑ 次世代医療基盤法→医療情報基本法?
- ❑ GDPR、消費者プライバシー法(CCPA)

- ❑ 同意中心主義の是正
- ❑ Authorized Public Purpose Access(APPA)?

ルールを通じた科学技術社会論(STS)



ルールを通じたスペキュラティブ・デザイン

スペキュラティブ・デザイン
問題解決から、問題提起へ。
— 未来を思索するためにデザインができること

アンソニー・ダン & フィオナ・レイビー 著
監修 久保田晃弘 翻訳 千葉敏生 寄稿 牛込蘭介 (Takram London)

答えではなく、問いを。
解決策ではなく、討論を。
利便ではなく、意味を。
市場ではなく、社会のために。
もうひとつの可能性を
スペキュラティブ〈思索〉する。
「世界は常に人の頭から生まれている。
人の発想が変われば、世界も変わる。」
このトニーの言葉が、私の活動の原点です。 — スプツニ子!



SPECULATIONS
[スペキュレーションズ]
人間中心主義のデザインをこえて

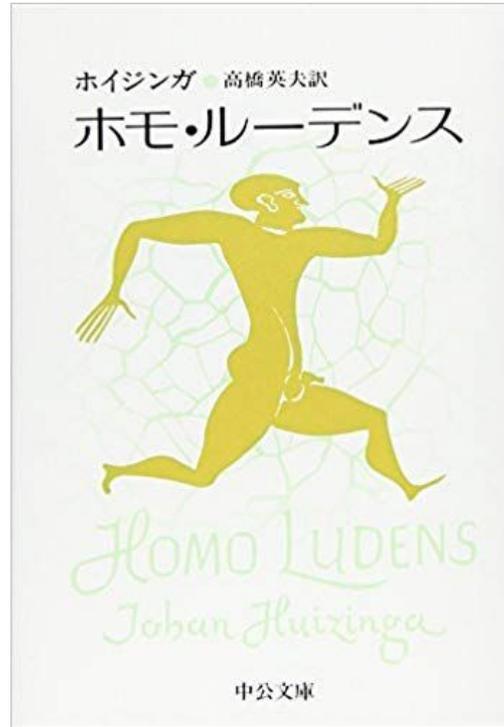
とまらないグローバル・データ資本主義の背後で
テクノロジーがフェイクも欲望も消費も加速させる時代に、
わたしたちはどこに立ち、何に注目すれば
持続可能な世界をつくることができるのか

最前線の
デザインサーチ
99事例を紹介!

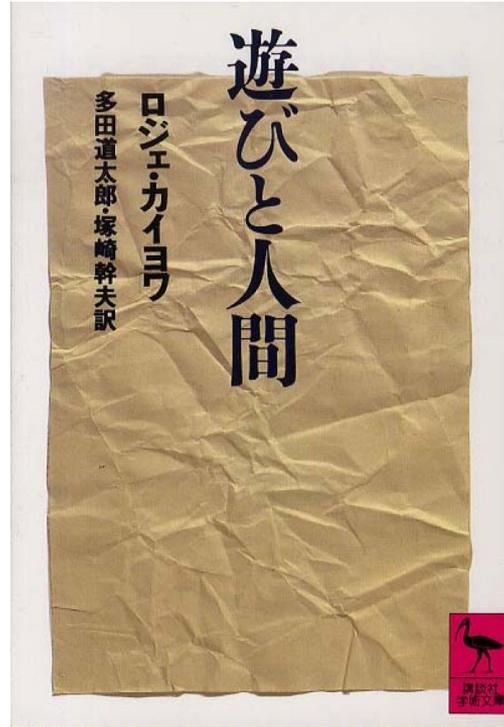
〈ユーザー〉〈人間〉のその先を見据えた
幾多の思索とコンテキストが照らし出す、
デザインと社会、理論と実践の接地面。

監修・編集 川崎和也
編集 ライラ・カセム / 島影圭佑 / 榎原充大 / 木原共
吉賀穂香 / ドミニク・チェン / 砂山太一
太田知也 / 津田和俊 / 高橋洋介
寄稿: ヤンキー・リー / 大橋香菜
インタビュー: ジュリア・カセム / ブルース・スターリング
ジェームズ・オーガー / バオラ・アントネッリ

ホイジンガ「ホモ・ルーデンス」



カイヨワ『遊びと人間』



ミゲル・シカール『プレイ・マターズ』

- ❑ 「遊び」とは？現実的な利害関係からの分離？学習？自発性？
- ❑ ルールハッキング「遊び(心)」はどのような影響を与えるか？ルールメイキングにおいても有効なのか？
- ❑ 「遊び」と現実とをどのように行き来するのか？循環をどのようにデザインできるのか？





サントリー「ARS: Alcohol Responsibility and Sustainability」

お客様・お取引先と響きあう 商品・サービス

アルコール関連問題への取り組み

酒類を製造・販売する企業の責任として、アルコール関連問題に積極的に取り組んでいます。

サントリーグループの目指す「DRINK SMART（ドリンク・スマート）」

古来、お酒は世界のさまざまな地域の文化や風土の中で育まれ、祝事・慶事などで大きな役割を果たし、日々の暮らしに喜びや潤いをもたらしてきました。その一方で、不適切な飲み方によってさまざまな問題が生じるおそれがあることも事実です。お酒に関する正しい知識を持ち、お酒と上手につき合うことでより健康的で豊かな生活を送ること。これが私たちの目指す「ドリンク・スマート」です。

適正飲酒のために——サントリーの基本理念・行動指針（2002年制定）

基本理念

サントリーグループは、アルコール飲料の特性を認識し、アルコール関連問題の予防に努めるとともに、適正飲酒の考え方を普及させることによって、人々のより健康で文化的な生活のために貢献します。

1. アルコール飲料の持つ致酔性、依存性が、身体的、精神的、社会的な問題を引き起こすことを認識し、アルコール関連問題の予防をめざします。
2. 体質の違いや身体の状態、飲酒に対する考え方の違いが尊重されるより良い飲酒環境の形成をめざします。
3. 節度をわきまえた適度な飲酒(適正飲酒)は、心身の健康に役立ち、人間関係に潤いを与えるとの認識に立って、お酒の科学的研究の推進と、その正しいつきあい方についての知識の普及に努めます。

サントリー「プラスチック基本方針」

(ご参考資料) (2019/5/31)



サントリーホールディングス株式会社

サントリーグループ「プラスチック基本方針」策定

— 2030年までにグローバルで使用する全ペットボトルの100%サステナブル化を目指します —

サントリーグループは、持続可能な社会の実現に向けて、循環型かつ脱炭素社会への変革を強力に先導すべく、「プラスチック基本方針」を策定しました。

当グループは、企業理念に掲げる「人と自然と響きあう」の実現を目指し、グローバルにサステナビリティ経営を推進しています。容器包装の分野では、ペットボトルリサイクルの一部工程を省くことで、環境負荷低減と再生効率化を同時に実現する「FtoPダイレクトリサイクル技術」を世界で初めて開発（ニュースリリースNo.13428参照）。また、飲料用ペットボトルに植物由来原料を100%使用したキャップ[※]を世界で初めて導入、100%植物由来ペット実現に向けた取り組みなど、環境負荷の少ないペットボトル開発やリサイクルシステムの構築に継続して取り組んでおり、中期目標として2025年までに国内清涼飲料事業における全ペットボトル重量の半数以上に再生ペット素材を使用していくことを掲げています。

今回新たに策定した「プラスチック基本方針」に基づき、「FtoP製造ライン」の増設をはじめ、2030年までにグローバルで使用するすべてのペットボトルに、リサイクル素材あるいは植物由来素材のみを使用し、化石由来原料の新規使用をゼロにすることで、100%サステナブル化を目指します。

[※]主原料であるエチレンを100%植物由来化したポリエチレンキャップ。ただし、製造ライン切り替え時の微量の石油由来成分及び着色剤成分を除く

サントリーグループ「プラスチック基本方針」

サントリーグループは、商品の源泉である自然の恵みに感謝し、多様な生命が輝き響きあう世界の実現にむけて、循環型かつ脱炭素社会への変革を強力に先導します。

規則で縛らない図書館・大和市「シリウス」

規則で縛らない「図書館」に人が集まる——大和市の複合施設「シリウス」

オープン5カ月弱で100万人、「市民の居場所」目指す

茂木 俊輔＝ライター

2017.04.26

おすすめ 183 シェア BI ツイート 印刷

神奈川県大和市が2016年11月に開設した施設「シリウス」は、図書館、芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内こども広場などの複合体だ。各施設の融合・連携を図ろうと、運営には指定管理者制度を取り入れた。施設全体を一つの図書館空間とみなし、誰もが居場所を見つけられるようにした運営が好評だ。2017年3月半ばには、オープン135日で早くも来館者100万人を突破した。



「シリウス」の外観（写真：茂木俊輔）

新・公民連携最前線PPPまちづくり「規則で縛らない「図書館」に人が集まる——大和市の複合施設「シリウス」

<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/report/030600037/?P=1>

都市マイノリティとしての喫煙者



やや濃いグレー領域をどう扱うか

❖ 白に近いグレー領域

- ノーアクションレター制度、グレーゾーン解消制度の活用
 - 逆に言うと、これらの制度はこの領域にしか利用しづらい？

❖ やや濃いグレー領域

- ビジョンとロジックの両輪が必要
 - ビジョンとロジックが成立しないものはストップまたはロビー活動による法改正
 - レギュレトリー・サンドボックス制度の活用領域か？

The screenshot shows the official website of the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) of Japan. The page is titled "企業実証特別制度及びグレーゾーン解消制度の活用実績" (Utilization Results of the Enterprise Realization Special System and Gray Zone Elimination System). It provides information on the application process and results for these systems. The page includes a navigation menu, a search bar, and a list of application cases.

企業実証特別制度及びグレーゾーン解消制度の活用実績

産業競争力強化法第8条及び第10条の規定に基づく「企業実証特別制度」、同法第9条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」への申請について、事業者からの申請・照会の結果（※）を取りまとめました。

※ 当該事業所管省庁となる案件

- 【平成29年10月23日発表資料】「企業単位」の規制改革が進んでいます！（四半期公表）
- 【平成29年7月21日発表資料】「企業単位」の規制改革が進んでいます！（四半期公表）
- 【平成29年4月12日発表資料】「企業単位」の規制改革が進んでいます！（四半期公表）

企業実証特別制度への申請案件（11件）

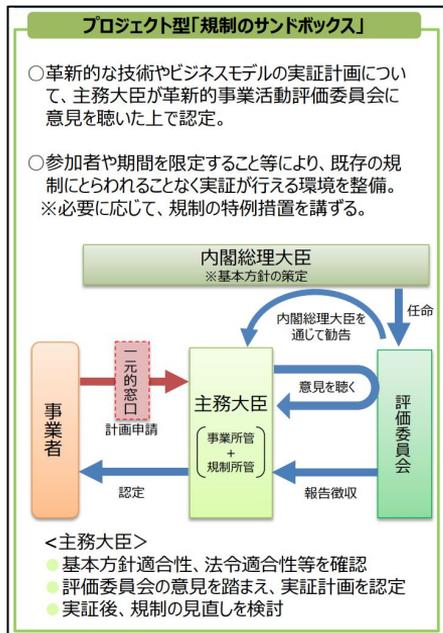
法第8条に基づく申請案件（11件）

事業名及び申請事業者	管内担当課室	申請日及び回答日	公表資料

生産性向上特別措置法(規制のサンドボックス制度)

- ❖ 「新技術等実証」とは、「新技術等...の実用化の可能性について行う実証であって、その実施機関及び当該実証に参加する者...の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うものであること」(2条2項1号)

➤ 「実証」(=参加者の**特定+同意**)なので、業法規制における「業として」(不特定・多数)には該当しない、という建て付け



経産省・国際競争力に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会

- ❖ 複雑化・多様化するリーガルリスクをどのように取り扱うか、が企業の健全かつ持続的な成長の成否を決める
- ❖ リーガルリスクを回避するだけでなく、これはビジネスチャンスに変えていく戦略的経営が求められている
- ❖ 法務の中心的な機能は「守り」にあることは今後も変わらない
- ❖ そのうえで、リーガルリスクを評価・分析し、取れるリスク・取れないリスクを判断し、リスクテイクする際の現実的な手法などを経営層や事業部門に提案していく機能が重要になる
- ❖ このような戦略的法務部門を自社内に充実させることで、スピーディーかつ効率的な経営、強固な経営戦略の構築が可能となる

国際競争力強化に向けた
日本企業の法務機能の在り方研究会
報告書（案）

平成30年●月
経済産業省

1

“Executive Order 13771” (Trump’s “Two-for-One” Rule)

- ❑ ドナルド・トランプ大統領が、2017年に発令した、規制緩和と規制コストをコントロールすることを目的とした指令。
- ❑ 1つの規制を作るためには、2つの規制をなくさないとはいけない。



Regulatory PAYGO policies

- ❑ PAYGO (Pay As You GO) policy for regulations, comparable to regulatory PAYGO policies in Canada, the United Kingdom and Australia.
- ❑ PAYGOは、借りるのではなく、現在利用可能な資産をもって資金を調達する米国の慣習。

G8で規制増加対策がないのは日本だけ

国名	比率 (新規の規制：廃止する規制)
アメリカ	2:1
イギリス	3:1
ドイツ	1:1
フランス	1:1
カナダ	1:1
ロシア	1:1
イタリア	1:1
日本	なし

一般社団法人Public Meets Innovation

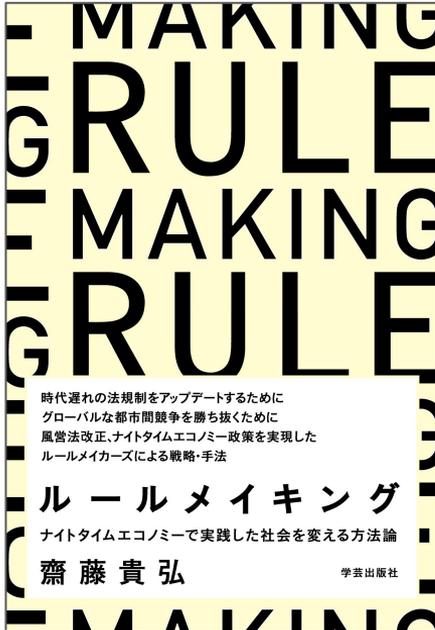


<https://pmi.or.jp/>

一般社団法人Public Meets Innovation



齋藤貴弘『ルールメイキング』



- ❖ 2016年の風営法改正、ナイトエコノミー政策を主導してきた弁護士が実践するルールメイキングの方法論
- ❖ 限られたプレイヤーによる密室的なロビイングから、多様な関係者(マルチステークホルダー)を巻き込んだオープンプロセスでボトムアップ型のルールメイキングへ

GDPR (General Data Protection Regulation)

- ❖ 12条(情報提供の透明性)
 - GDPRは、透明性を確保を重視
 - 管理者に対して、本人が権利行使するうえでの基本的な情報提供を求めている
 - 明瞭かつ平易な文言を用いた簡潔、透明で、理解しやすい情報を、容易に入手できるようにすることを管理者に求めている。
 - 「明瞭かつ平易な文言」とは、抽象的で曖昧な用語や、他の解釈が可能な形での表現を含まないもの。特に、個人データの取扱目的と法的根拠は明確でなければならない。
 - 「容易に入手できる」は本人が情報を探すのではなく、利用できる情報を直ちに理解できなければならない(「2度のタップ」を超える手間をかけない等)
 - 管理者は、本人から自分の権利を容易に行使できるようにしなければならない(本人から権利行使があった場合には、原則として 1ヶ月以内に対応しなければならない)。
 - プライバシーポリシーは、ウェブサイトの各ページで明示。アプリケーションに特化したポリシーを作成すべきで、汎用的・一般的なものはNG。



Legal Design in GDPR

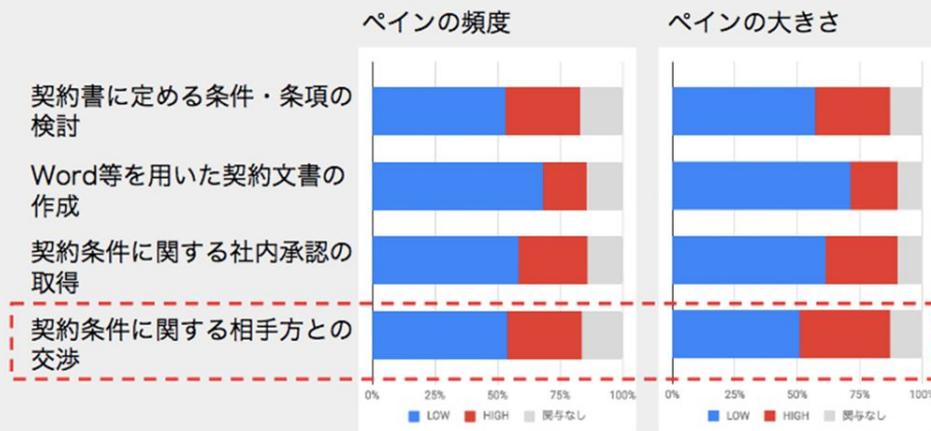
- **Article 12 Transparent information, communication and modalities for the exercise of the rights of the data (第 12 条 データ主体の権利行使のための透明性のある情報、通知及び手続)**
 - 1. The controller shall take appropriate measures to provide any information referred to in Articles 13 and 14 and any communication under Articles 15 to 22 and 34 relating to processing to the data subject **in a concise, transparent, intelligible and easily accessible form, using clear and plain language**, in particular for any information addressed specifically to a child. The information shall be provided in writing, or by other means, including, where appropriate, by electronic means. When requested by the data subject, the information may be provided orally, provided that the identity of the data subject is proven by other means. (1. 管理者は、第 13 条並びに第 14 条で定めるあらゆる情報及び第 15 条から第 22 条並びに第 34 条に基づくあらゆる通知を提供するための適切な手段をとらなければならない。データ主体に対する取扱いに関し、明瞭かつ平易な文言が使われ、簡潔で、透明性があり、理解しやすくかつ容易にアクセスし得る形態をもって情報及び通知が行われるものとする。とりわけ子どもに対して特に書かれた情報は適切な手段をとるものとする。当該情報は書面で提供されるものとし、適切な場合、電子的手段を含め、その他手段によって提供されるものとする。データ主体によって要求され、データ主体の身元がその他手段で証明されるならば、情報は口頭で提供されてもよい。)

Legal Design in GDPR

- Article 12 Transparent information, communication and modalities for the exercise of the rights of the data (第 12 条 データ主体の権利行使のための透明性のある情報、通知及び手続)
 - 7. The information to be provided to data subjects pursuant to Articles 13 and 14 may be provided **in combination with standardised icons in order to give in an easily visible, intelligible and clearly legible manner a meaningful overview of the intended processing.** Where the icons are presented electronically they shall be machine-readable. (第 13 条及び第 14 条に従いデータ主体に提供される情報は、意図されている取扱いの意味の概観を容易に視認でき、理解しやすくかつ明確に判読できる方法で提供するため、標準化された図形記号を組み合わせ提供されてもよい。図形記号が電子的に提供される場合は機械可読でなければならない。)

コントラクトギルド

契約書作成フェーズにペインが集中
特に「交渉」は頻度・大きさともにペインが強い



ジョナサン・サリアートほか『悲劇的なデザイン』

- ❑ ユーザー不在のデザイン、目先の利益に囚われたデザインは、人を「殺し」「怒らせ」、「悲しませ」、「疎外感を与える」。
- ❑ 「ただ指示を受け入れてアプリの体裁を整えるだけで影響を考えない人間、つまり言われたことをこなすだけの人間は、自分をデザイナーとってはいけない。こうしたやり方は無意識に続けると、ひどいデザインが生まれる。」(P203)

悲劇的なデザイン

あなたのデザインが
誰かを傷つけたかもしれないと
考えたことはありますか？

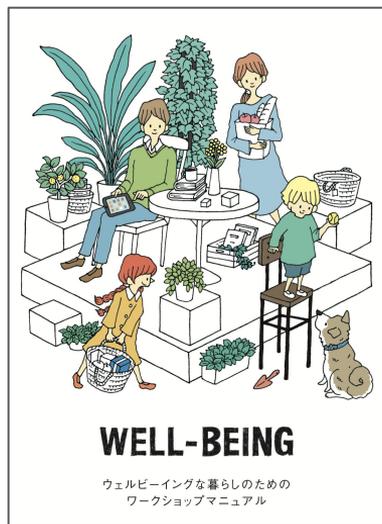
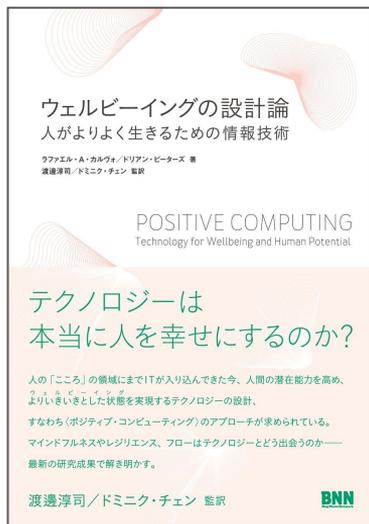
ジョナサン・サリアート、シムシア・サワタール、ソシエ 著 | 高橋裕成 訳

Tragic Design
The Impact of Bad Product Design and How to Fix It
Jonathan Scharit and Cynthia Szwed-Miller

命を奪いかねないインターフェイス、怒りをあおる失礼なテクノロジ、思いがけず悲しみを呼ぶ仕様、多様性や公正さの欠如により人を排除するプロダクト……。過ちは、どうすれば避けられるのか。人が触れるモノやサービスをつくる全デザイナー、特に美術教育を受けた者に捧ぐ。新時代のデザイナーのためのリスクマネジメント・ガイドブック。

ラファエル・カルヴォほか『ウェルビーイングの設計論』

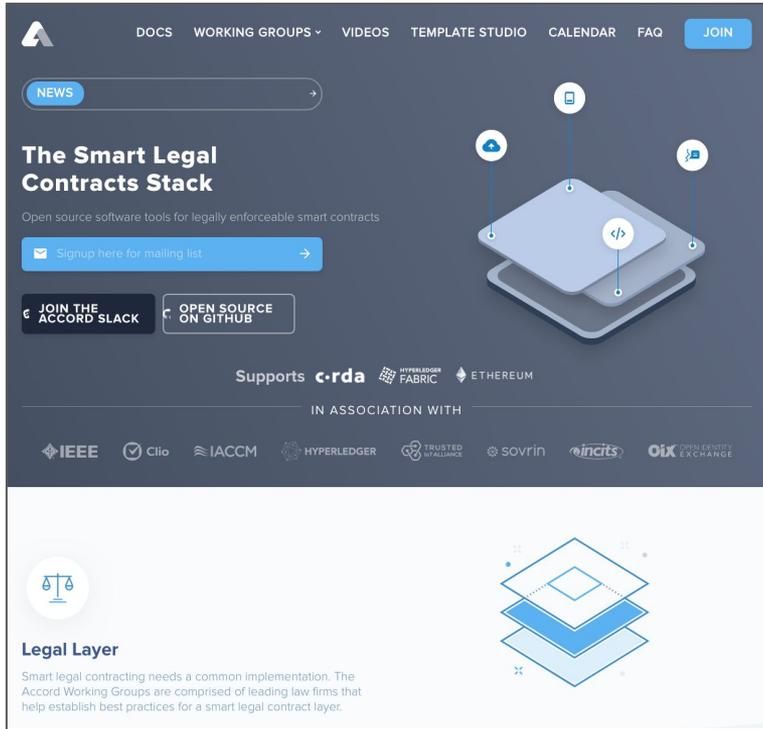
- ❑ “Well-being” (人間の潜在能力を高め、よりいきいきとした状態)を実現するテクノロジーの設計
- ❑ 「マインドフルネス」「レジリエンス」「フロー」などもウェルビーイングを育むための要因
- ❑ “Positive Computing”と呼ばれるアプローチ
- ❑ 情報技術 x 認知・心理学



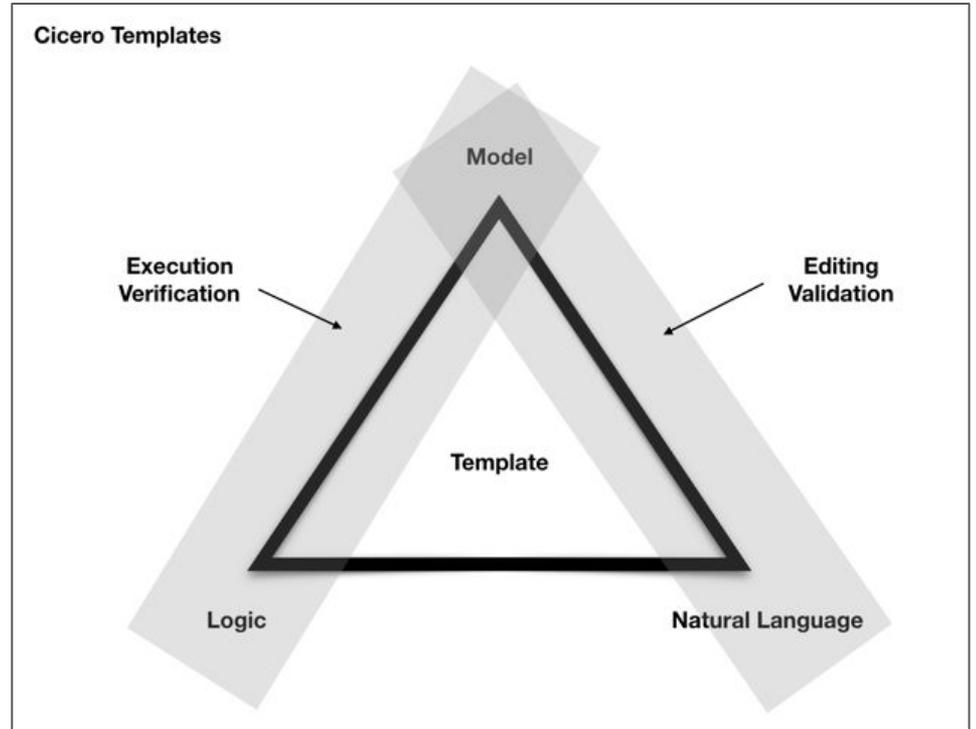
Smart Contract

≠ Smart “Legal” Contract

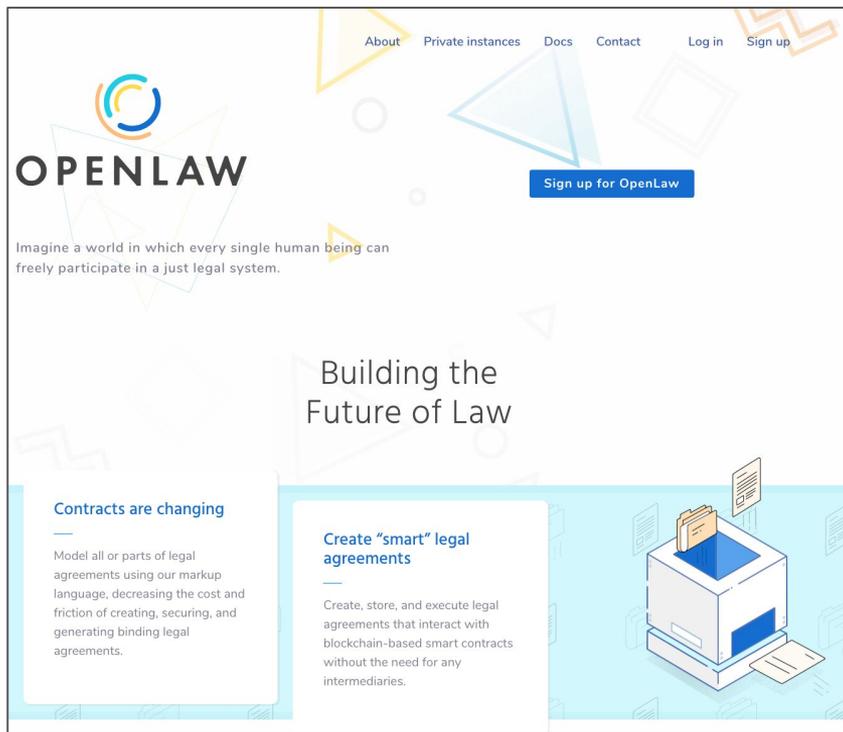
Accord Project



The screenshot shows the Accord Project website homepage. At the top, there is a navigation bar with links for DOCS, WORKING GROUPS, VIDEOS, TEMPLATE STUDIO, CALENDAR, FAQ, and a JOIN button. Below the navigation is a NEWS section with a right-pointing arrow. The main heading is "The Smart Legal Contracts Stack", followed by the subtitle "Open source software tools for legally enforceable smart contracts". There is a "Signup here for mailing list" button and two buttons for "JOIN THE ACCORD SLACK" and "OPEN SOURCE ON GITHUB". A central graphic shows three overlapping blue squares representing layers of the stack, with icons for cloud, code, and chat. Below this, it says "Supports" followed by logos for crda, HYPERLEDGER FABRIC, and ETHEREUM. Underneath is "IN ASSOCIATION WITH" followed by logos for IEEE, Clio, IACCM, HYPERLEDGER, TRUSTED ALLIANCE, sovryn, incits, and OIX OPEN IDENTITY EXCHANGE. At the bottom left, there is a "Legal Layer" section with a scales icon and text: "Smart legal contracting needs a common implementation. The Accord Working Groups are comprised of leading law firms that help establish best practices for a smart legal contract layer." To the right of the text is a graphic of three overlapping blue squares.



OpenLaw



The screenshot shows the OpenLaw website homepage. At the top, there is a navigation menu with links for 'About', 'Private instances', 'Docs', 'Contact', 'Log in', and 'Sign up'. The OpenLaw logo is prominently displayed on the left. Below the logo, a tagline reads: 'Imagine a world in which every single human being can freely participate in a just legal system.' A blue button labeled 'Sign up for OpenLaw' is positioned in the upper right. The main heading is 'Building the Future of Law'. Below this, there are two columns of text. The left column is titled 'Contracts are changing' and describes modeling legal agreements using markup language. The right column is titled 'Create "smart" legal agreements' and describes creating, storing, and executing legal agreements that interact with blockchain-based smart contracts. An illustration of a printer with a document and a folder is shown at the bottom right of the page.

About Private instances Docs Contact Log in Sign up

OPENLAW

Imagine a world in which every single human being can freely participate in a just legal system.

[Sign up for OpenLaw](#)

Building the Future of Law

Contracts are changing

Model all or parts of legal agreements using our markup language, decreasing the cost and friction of creating, securing, and generating binding legal agreements.

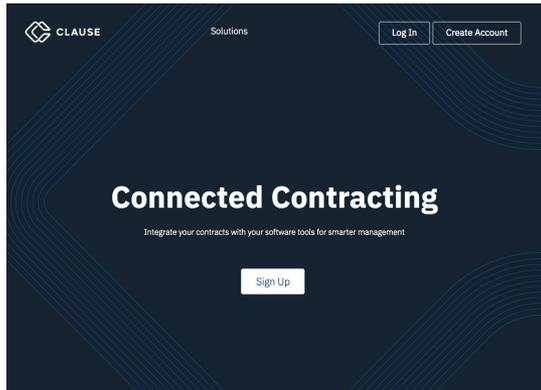
Create "smart" legal agreements

Create, store, and execute legal agreements that interact with blockchain-based smart contracts without the need for any intermediaries.

<https://openlaw.io/>



CLAUSE



1. Connect your contracts with your other tools
2. Add Smart Clauses® to your contracts
3. Configurable payments
4. Real-time status
5. All of your contract data at your fingertips
6. Built for blockchain

<https://clause.io/>

宣伝

建築法制100周年[歴史編]

建築法制100周年[展望編]

現実と理想の
あいだで

これからの
都市と建築の
規範を考える

A Review
Between Real
and Ideal

Norms of
Architecture
and City in
the Future

日本建築学会 JASSH
JASSH 2019

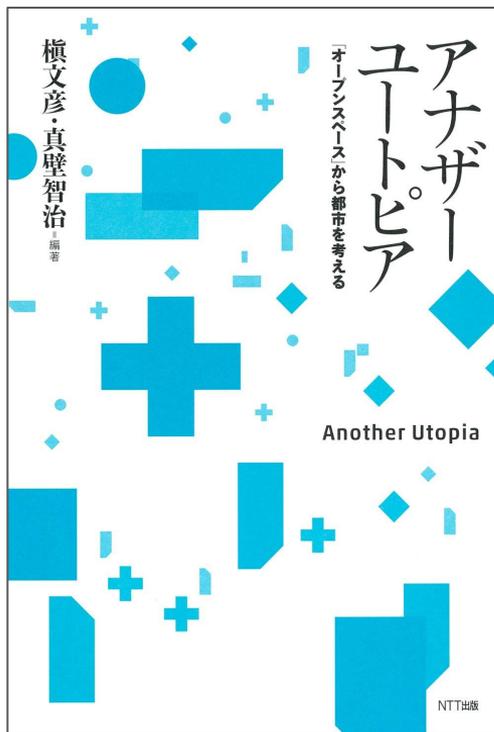
JABS (Japan Architectural Book Series) 2019 No. 06



建築雑誌

2019—06

「アナザーユートピア:「オープンスペース」から都市を考える」





<https://www.youtube.com/watch?v=68n5cijFXVc>



「そもそも著作権ってなんですか？」水野祐 ×深津貴之×加藤貞顕【第1回】

♡ 224

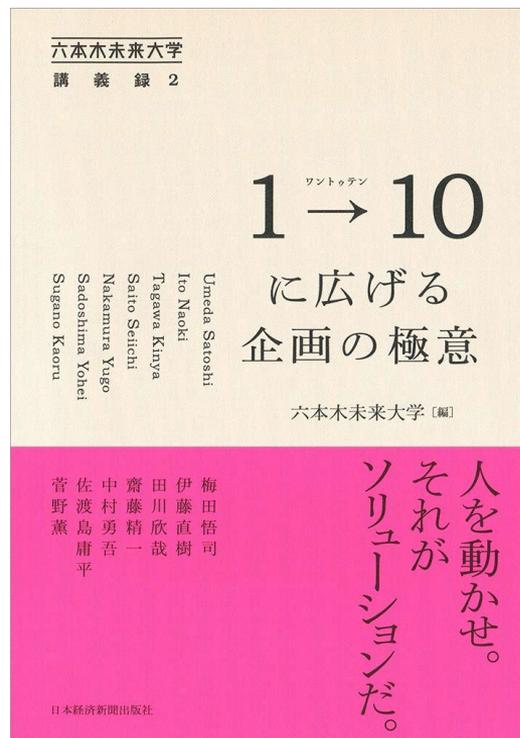
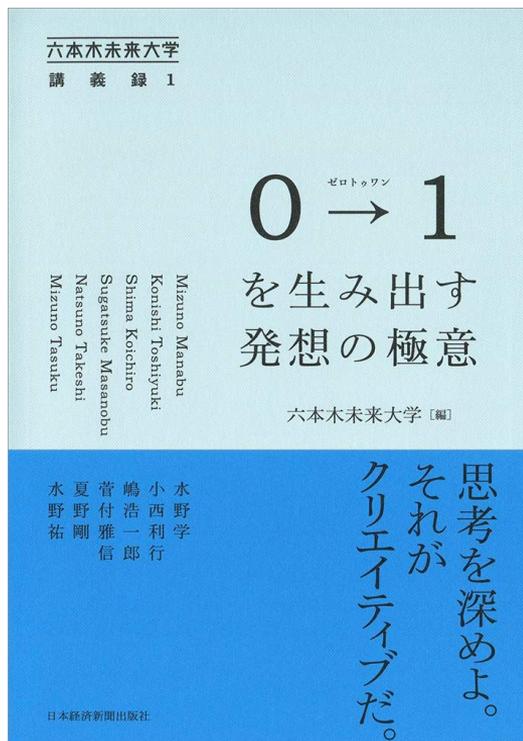


note編集部

2019/03/29 10:00 フォローする

<https://note.mu/notemag/n/n7ab7de61d783>

『0→1(ゼロトワン)を生み出す発想の極意』



仙台市「デザイナーのための知財10問10答」

10 問 10 答
た め の 知 財
デ ザ イ ナ ー の

『WIRED』 VOL.34「ナラティブと実装」



<https://wired.jp/2019/10/01/new-rules-for-the-new-era-1/>

Thank you 🙏

tasuku.mizuno@citylights.law

 [@TasukuMizuno](https://twitter.com/TasukuMizuno)